

部長会議付議事案書（協議）

（令和6年7月2日）

提案課名 総合政策課

報告者名 小山田 範人

<p>事案名</p>	<p>令和7年度県の施策・予算・制度等に関する要望について</p>	<p>① 資料 無</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>神奈川県への要望事項を取りまとめた「令和7年度県の施策・予算・制度等に関する要望書」について、協議するものです。</p>	
<p>概要</p>	<p>1 要望事項 (1) 重点要望事項 9件（うち、一部新規 1件、継続 8件） (2) 一般要望事項 18件（うち、新規 1件、継続17件） 2 提出先 (1) 神奈川県 平田副知事、湘南地域県政総合センター所長及び平塚土木事務所長 (2) 政党 ア 自由民主党神奈川県議会議員団 イ 公明党神奈川県議会議員団 ウ 立憲民主党・かながわクラブ神奈川県議会議員団（要望書提出のみ） エ かながわ未来神奈川県議会議員団（要望書提出のみ）</p>	
<p>経過</p>	<p>令和6年3月～4月 各課等へ要望事項の照会 〃 4月～6月 要望先の日程調整、各課等との内容調整、要望書案の作成</p>	
<p>今後の進め方</p>	<p>令和6年7月12日、16日 県議との事前調整会議 7月18日、24日 各政党ヒアリング（公明党、自民党） 7月30日、31日 県への要望活動 （湘南地域県政総合センター及び平塚土木事務所、県庁）</p>	

令和7年度県の施策・予算・制度等に関する要望事項一覧

政策部総合政策課

1 重点要望事項

番号	主題【担当課】	区分	概要	要望先
重1	国道246号バイパス(厚木秦野道路)の早期事業化及び全線整備に対する支援について【国県事業推進課】	継続	国道246号バイパスの当市区間(10.6km)について、未事業化区間の早期事業化、事業化区間の早期整備に向けた国への働きかけに対する積極的な支援。 渋沢IC(仮称)へのアクセス道路(都市計画道路渋沢小原線)の事業着手に向けた準備。	県土整備局
重2	県道705号(堀山下秦野停車場)の改良等について【国県事業推進課】	継続	秦野駅前通り道路の第2工区及び交差点工区の用地交渉及び道路拡幅工事に係る事業の計画的な推進。全線供用時における、歩行者の安全確保に係る安全対策の実施。 道路空間の利活用について、秦野駅北口周辺のにぎわい創造のためのまちづくりに係る市事業への協力。	平塚土木事務所
重3	県立秦野戸川公園の整備促進について【はだの魅力づくり推進課、国県事業推進課】	継続	県立秦野戸川公園について、「表丹沢魅力づくり構想」及び新東名高速道路の全線開通を見据えた、地域の観光資源としての更なる魅力向上に向けた、未整備区域を含めた公園の一体的な整備。	県土整備局
重4	表丹沢の魅力向上につながる県有施設等の効果的な活用について【はだの魅力づくり推進課】	一部新規	表丹沢の更なる魅力向上と、「表丹沢魅力づくり構想」のビジョン実現のため、県有施設等の効果的な活用及び本市施策との連携。 (1) 表丹沢県民の森、菜の花台園地など、県有山岳・里山施設の維持管理、整備等。 (2) 県営林道等の活用。 (3) 駐車場不足の解消など、ヤビツ峠の快適な環境の実現に向けた効果的な対応策。 (4) 電気自動車用充電設備導入の検討。	環境農政局 湘南地域県政総合センター 平塚土木事務所
重5	医療体制の整備・充実について【健康づくり課】	継続	市民が安心して医療を受けることができるよう、地域医療の連携体制の強化。 (1) 地域の実情を踏まえた、医師、看護師等の確保対策の推進。 (2) 休日夜間急患診療所の運営や整備、二次救急診療事業に対する補助の拡充、医師が都市部に集中しないシステムの構築など、総合的な救急医療体制の整備、充実。	健康医療局
重6	水源環境保全・再生施策の継続について【森林ふれあい課、環境共生課】	継続	「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」について、令和9年度以降も、水源環境保全税の存続等による財源確保を含む必要な措置を講じ、水源環境の保全・再生施策を継続すること。	環境農政局
重7	全国育樹祭の開催について【森林ふれあい課】	継続	全国育樹祭の誘致。	環境農政局
重8	福祉施策に係る人材の確保等について【保育こども園課、高齢介護課、障害福祉課】	継続 ※一般から重点に変更	介護、障害、保育等の福祉施策に係る事業者の人材確保のため、地域の実態に応じ、適切な地域区分を適用するよう、国への働きかけ。	福祉子どもみらい局
重9	県道701号(大山秦野)の改良について【国県事業推進課】	継続 ※一般から重点に変更	1 新東名高速道路の建設により分断している区間(バイパス区間)の早期整備。 2 中丸沢久保橋先から伊勢原市大山地内の霞橋付近までの未整備区間の早期整備に向けた検討。	県土整備局 平塚土木事務所

2 一般要望事項

番号	主題【担当課】	区分	概要	要望先
般1	県道62号(平塚秦野)の改良について【国県事業推進課】	継続	秦才橋から下大槻バス停までの歩道の整備。	平塚土木事務所
般2	県道70号(秦野清川)の改良について【国県事業推進課】	継続	鳥居前バス停から大鳥居付近までの区間について、歩道整備を含む道路改良整備の計画的な事業推進。	平塚土木事務所
般3	県道613号(曾屋鶴巻)の改良について【国県事業推進課】	継続	1 落幡バス停付近からサンライフ入口交差点までの西側歩道の暫定整備について、令和10年度完成目標に向けた計画的な事業推進。 2 オケ分踏切手前から瓜生野入口バス停先までの区間について、歩道未整備区間の整備事業化。 3 さなだ幼稚園前交差点改良(右折レーンの設置)等について、令和7年度完成目標に向けた計画的な事業推進。 4 さなだ幼稚園前交差点付近から大根橋までの区間について、拡幅整備の事業化。	平塚土木事務所
般4	県道704号(秦野停車場)の改良等について【国県事業推進課】	継続	秦野橋北側交差点から本町四ツ角交差点までの歩道における電線類の地中化に係る整備。	平塚土木事務所
般5	河川の整備促進について【国県事業推進課】	継続	河川の護岸整備等の促進。 1 大根川 陽(ひので)橋から大根橋までの区間の河床掘削。 2 室川 (1) 堀田橋から寺井橋までの区間の河川改修。 (2) 鶴巻橋から小田急線軌道横断部先までの区間の護岸の補修等。 3 金目川 (1) 葛葉川合流部から天王下橋までの区間の護岸整備。 (2) 金目川橋から神奈川病院西側までの区間の護岸整備等。 4 四十八瀬川 (1) 甘柿橋から下流の区間の護岸整備。 (2) 甘柿橋から上流(才戸橋まで)の親水性のある階段護岸や魚道整備等。	県土整備局 平塚土木事務所
般6	金目川の河床浸食防止策について【農業振興課】	継続	金目川(十代橋付近、中里橋付近、南平橋付近)の河床浸食防止策の実施。	県土整備局 平塚土木事務所
般7	二級河川水無川の河床掘削について【防災課】	継続	水無川の富士見大橋から新常盤橋までの区間について、堆積した土砂の撤去及び河床整備。 特に、緑風橋と桜橋付近の未実施箇所や、まほろば大橋付近の早急な対応。	県土整備局 平塚土木事務所
般8	急傾斜地崩壊対策事業の促進について【防災課】	継続	1 危険区域指定箇所の崩壊防止事業の早期完了。 東田原地区 2 危険区域の新規指定及び必要な対策。 大橋台地区、南矢名B地区、曾屋地区	県土整備局 平塚土木事務所
般9	唐沢川の土砂災害防止策の促進について【防災課】	継続	土砂災害警戒区域及び砂防指定地に指定されている唐沢川における砂防堰堤の整備。	県土整備局 平塚土木事務所
般10	砂防事業の促進について【国県事業推進課】	継続	砂防指定地における砂防事業の推進等。 1 西沢(名古屋) 2 延沢(落合) 3 蛇久保沢(北矢名) 4 東沢(蓑毛)	県土整備局 平塚土木事務所
般11	治山事業の実施について【環境共生課、建設管理課】	継続	指定保安林のうち、崩壊の危険性が高い箇所について、早期の治山事業の実施。 (1) 堀水路について、令和6年度からの堀大橋先暗きよ入口部における左岸護岸整備工事による安全対策。市が災害応急措置として実施する際の行政手続の支援。 (2) 矢坪沢について、状況把握と管理。	環境農政局 湘南地域県政総合センター

番号	主題【担当課】	区分	概要	要望先
般12	野生鳥獣対策について 【農業振興課】	継続	各種計画に基づく事業の着実な実施。 (1) ニホンジカ 広域獣害防護柵の全体補修・点検調査や、管理捕獲強化などの取組に対する所要額の確保。 (2) ニホンザル 群れが適正規模となるよう有効な管理対策。 (3) イノシシ 捕獲許可の権限移譲見直し、生息状況把握。 (4) CSF(豚熱)の感染拡大防止。 (5) 山林環境の整備。	環境農政局
般13	事業系一般廃棄物の排出事業者に対する指導の強化について 【環境資源対策課】	継続	事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入を防止するための情報共有や連携強化。	環境農政局
般14	製品プラスチックの資源化に係る支援について 【環境資源対策課】	継続	製品プラスチック再資源化に係る市町村の負担軽減と、容器包装プラスチックと同様に製造事業者も負担する仕組みとするよう、国への働きかけ。	環境農政局
般15	障害者の就労支援等について 【障害福祉課】	継続	秦野市地域生活支援センター『ばれっと・はだの』の障害者就業・生活支援センター事業への位置付け。 地域生活支援拠点等で実施する就労支援事業を補助対象とするよう国への働きかけ。	産業労働局 福祉子どもみらい局
般16	障害福祉における訪問系サービスの市町村超過負担に係る支援について 【障害福祉課】	継続	訪問系サービスに係る介護給付費の国庫負担基準の見直しと、市町村負担軽減策の適用範囲を拡大するための要件緩和に係る国への働きかけ。	福祉子どもみらい局
般17	学校給食導入等への支援について 【学校教育課】	継続	(1) 栄養職員配置基準の改善に係る国への働きかけ。市町村が独自に配置する栄養職員に対する補助制度の創設。 (2) 施設改修及び設備更新等に対する補助制度の創設に係る国への働きかけ。	教育局
般18	水道施設の耐震化加速への支援について 【経営総務課】	新規	本市水道の管路等水道施設について、県水給水区域と同程度の耐震化を早期に達成できるように、県水受水費用の基本料金算定における責任水量と実際の分水量との乖離相当額を、管路等水道施設の耐震化を加速するための財源として活用できるように、その方策について検討すること。	政策局 健康医療局

令和 7 年度県の施策等に関する要望活動 日程一覧（令和 6 年度実施）

1 日程

	要望先等	日 時	場 所
県議調整	神倉県議	7月12日(金)午前10時から午前11時30分	3A会議室
	谷県議	7月16日(火)午後1時30分から午後3時	3A会議室
政党ヒアリング	公明党 神奈川県議会議員団	7月18日(木)午後3時30分から午後4時	県平塚合同 庁舎
	自由民主党 神奈川県議会議員団	7月24日(水)午後1時40分から午後2時20分	県平塚合同 庁舎
	立憲民主党・かながわクラブ 神奈川県議会議員団	要望書提出のみ	—
	かながわ未来 神奈川県議会議員団	要望書提出のみ	—
単独	湘南地域県政総合センター 平塚土木事務所	7月30日(火)午前10時から正午	県平塚合同 庁舎
	県庁（平田副知事）	7月31日(水)午前11時40分から正午	県庁
広域	3市3町	8月21日(水)午後3時から午後3時15分	県庁
	やまなみ	8月26日(月)（厚木市が代表して提出）	県庁

2 出席者（案）

		県議調整	政党ヒア	単独		広域	
				平塚土木 湘南センター	県庁	3市3町	やまなみ
1	市長	●	●	●	●	●	—
2	副市長	●	—	—	—	—	—
3	教育長	●	—	—	—	—	—
4	政策部長	●	●	●	●	—	—
5	くらし安心部長	●	—	●	—	—	—
6	福祉部長	●	●	—	—	—	—
7	こども健康部長	●	●	—	—	—	—
8	環境産業部長	●	●	●	—	—	—
9	はだの魅かづくり担当部長	●	●	●	—	—	—
10	建設部長	●	●	●	●	—	—
11	上下水道局長	●	—	—	—	—	—
12	教育部長	●	—	—	—	—	—

令和7年度 県の施策・予算・制度等に関する 要望書（案）



都市像

「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市」
の実現に向けて



秦 野 市

日頃、当市の市政推進に格別の御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたび、令和7年度予算の編成に当たり、県の御支援をいただきたい当市の重要施策について、多くの市民、企業、各種団体の声も踏まえた要望書としてまとめました。

いずれも、市民・県民の「いのち」や「暮らし」に直結し、県や関係機関との連携が欠かせない喫緊の課題ばかりです。

今後も、県との連携を一層密にしながら、「いのち輝くかながわ」、「地域で支えあい安全・安心に暮らせるまちづくり」を進めますので、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

神奈川県知事 様

秦野市長 高橋昌和

＜ 目 次 ＞

【重点要望事項】

No.	要 望 事 項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
1	国道246号バイパス（厚木秦野道路）の早期事業化及び全線整備に対する支援について	1	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
2	県道705号（堀山下秦野停車場）の改良等について	5	継続	平塚土木事務所	建設部 国県事業推進課
3	県立秦野戸川公園の整備促進について	9	継続	県土整備局	環境産業部 はだの魅力づくり推進課 建設部 国県事業推進課
4	表丹沢の魅力向上につながる県有施設等の効果的な活用について	13	一部 新規	環境農政局 湘南地域県政総合センター 平塚土木事務所	環境産業部 はだの魅力づくり推進課
5	医療体制の整備・充実について	17	継続	健康医療局	こども健康部 健康づくり課
6	水源環境保全・再生施策の継続について	19	継続	環境農政局	環境産業部 森林ふれあい課 環境共生課
7	全国育樹祭の開催について	21	継続	環境農政局	環境産業部 森林ふれあい課
8	福祉施策に係る人材の確保等について	23	継続	福祉子ども みらい局	福祉部 高齢介護課 障害福祉課 こども健康部 保育こども園課
9	県道701号（大山秦野）の改良について	27	継続	県土整備局 平塚土木事務所	建設部 国県事業推進課

※ 一部新規の要望事項は、本文中 _____（下線）で表示しています。

【一般要望事項】

No.	要 望 事 項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
1	県道62号（平塚秦野）の改良について	31	継続	平塚土木事務所	建設部 国県事業推進課
2	県道70号（秦野清川）の改良について	33	継続	平塚土木事務所	建設部 国県事業推進課
3	県道613号（曾屋鶴巻）の改良について	35	継続	平塚土木事務所	建設部 国県事業推進課
4	県道704号（秦野停車場）の改良等について	41	継続	平塚土木事務所	建設部 国県事業推進課
5	河川の整備促進について	43	継続	県土整備局 平塚土木事務所	建設部 国県事業推進課
6	金目川の河床浸食防止策について	51	継続	県土整備局 平塚土木事務所	環境産業部 農業振興課
7	二級河川水無川の河床掘削について	55	継続	県土整備局 平塚土木事務所	くらし安心部 防災課
8	急傾斜地崩壊対策事業の促進について	59	継続	県土整備局 平塚土木事務所	くらし安心部 防災課
9	唐沢川の土砂災害防止策の促進について	63	継続	県土整備局 平塚土木事務所	くらし安心部 防災課
10	砂防事業の促進について	65	継続	県土整備局 平塚土木事務所	建設部 国県事業推進課
11	治山事業の実施について	69	継続	環境農政局 湘南地域県政総合センター	環境産業部 環境共生課 建設部 建設管理課
12	野生鳥獣対策について	73	継続	環境農政局	環境産業部 農業振興課
13	事業系一般廃棄物の排出事業者に対する指導の強化について	75	継続	環境農政局	環境産業部 環境資源対策課

No.	要 望 事 項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
14	製品プラスチックの資源化に係る支援について	77	継続	環境農政局	環境産業部 環境資源対策課
15	障害者の就労支援等について	79	継続	産業労働局 福祉子どもみらい局	福祉部 障害福祉課
16	障害福祉における訪問系サービスの市町村超過負担に係る支援について	81	継続	福祉子どもみらい局	福祉部 障害福祉課
17	学校給食への支援について	83	継続	教育局	教育部 学校教育課
18	水道施設の耐震化加速への支援について	85	新規	政策局 健康医療局	上下水道局 経営総務課

※ 一部新規の要望事項は、本文中 (下線) で表示しています。

要望事項

国道246号バイパスの当市区間（10.6km）について、未事業化区間の早期事業化、事業化区間については有料道路事業など様々な整備手法の検討を踏まえた早期整備が図られるよう、国への働きかけに県の積極的な支援をお願いします。

また、渋沢IC（仮称）へのアクセス道路（都市計画道路渋沢小原線）について、本線に遅れることなく事業着手できるよう準備をお願いします。

現状

(1) 国道246号バイパスは、交通渋滞の緩和、沿道生活環境の改善等の役割を担い、平成8年6月に全線が都市計画決定（計画延長29.1km）されました。厚木市、伊勢原市及び当市の一部の区間は、すでに事業化されていますが、未だ当市区間の一部（秦野中井IC～秦野西IC（仮称））を含む計画区間の全線事業化は図られていません。

(2) 令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、北陸地方は甚大な被害を受けたことから、災害時におけるリダンダンシー確保の観点からも、首都圏道路ネットワークのミッシングリンクを解消し、既存の道路ネットワークと結節する国道246号バイパスの重要性がより一層増しています。

(3) 県西部の市町（中井町、大井町、松田町及び当市）で構成する「一市三町広域行政推進協議会」では、令和3年3月に国道246号バイパス周辺の広域道路網や土地利用等のあり方を検討する「土地利用検討事業」を実施し、報告書として取りまとめており、令和6年度からは、更なる検討を進めるため、同協議会で「国道246号バイパス周辺土地利用検討専門部会」を立ち上げました。

当市においても、令和4年3月に「渋沢丘陵利活用方針」を策定し、豊かな自然環境を保全しつつ、市民の憩いの場となる利活用や地域特性を生かした新たな価値の創出など、国道246号バイパスの整備を前提とした取組を進めています。

【重点要望事項】

さらに、令和6年度からは、渋沢丘陵周辺土地利用計画担当を設置するなど、組織体制を強化し、渋沢IC（仮称）周辺を含む土地利用構想の策定に向けた検討を進めています。

(4) 国道246号から渋沢IC（仮称）に至る唯一のアクセス道路である都市計画道路渋沢小原線は、「かながわのみちづくり計画」に位置付けられており、平成18年6月に県事業として整備する旨を文書にて回答をいただいています。令和4年度からは、県市で連携して意見交換を行い、課題の整理を進めているところです。

当市としても、土地利用構想の策定に向けた検討とともに、地域住民への事業周知や用地交渉の支援など事業に協力してまいります。

効果

東名高速道路、新東名高速道路及び圏央道と連結し、一体の広域交通ネットワークとなる国道246号バイパスは、県央・県西部の新たな東西交通軸として、現国道の渋滞緩和をはじめ、沿線都市の経済活性化や地域交流の促進を図るうえで、重要な役割を果たします。

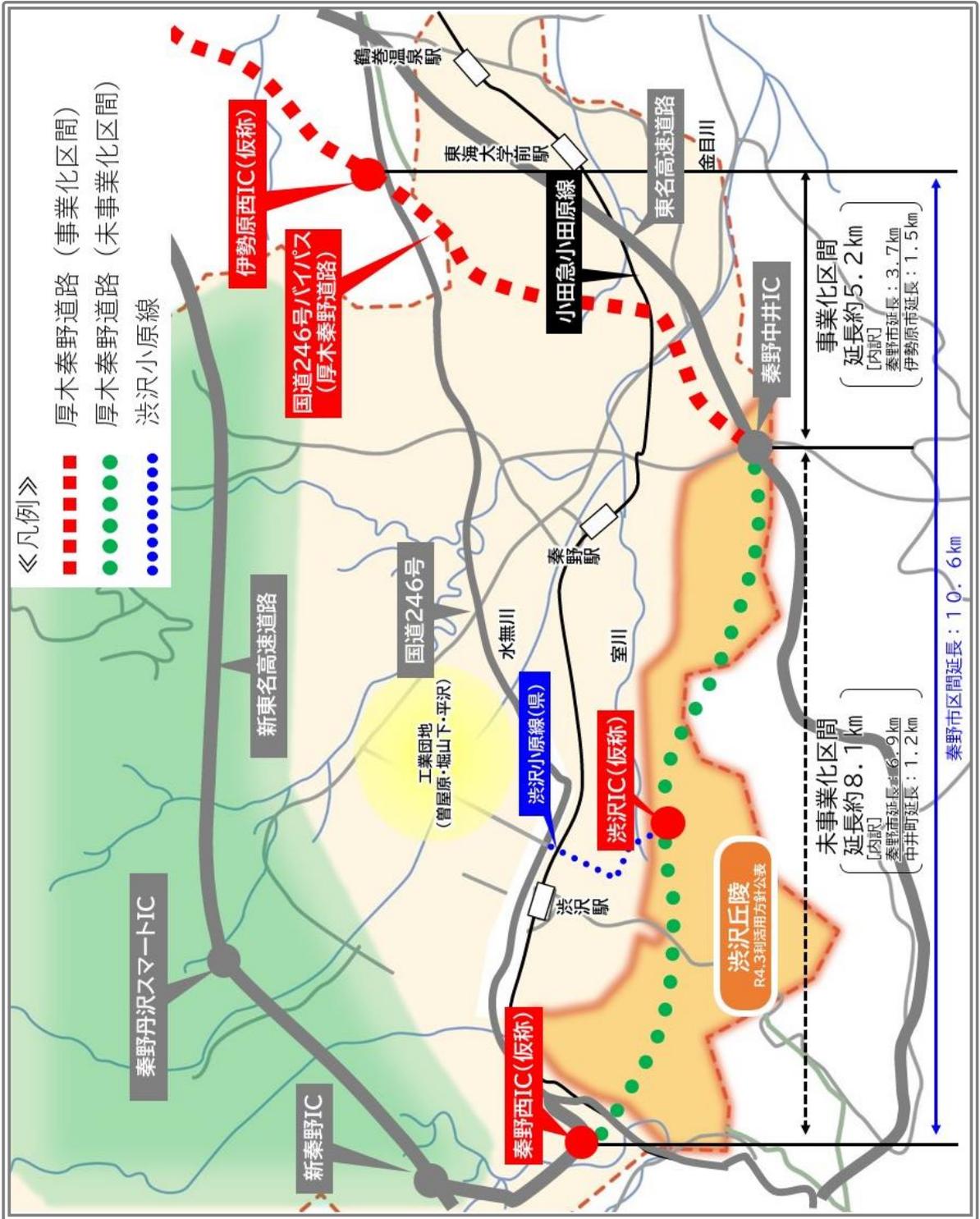
(1) 当市の未事業化区間8.1kmの中央部に計画されている渋沢IC（仮称）は、当市製造業の約9割が集積する3箇所の工業団地（曾屋原、堀山下、平沢）に近接しているため、広域交通ネットワークがつながることにより、企業活動の効率性を高め、生産性の向上、既存企業の事業拡大や新たな企業立地・雇用の創出など、更なる地域経済の発展に寄与します。

(2) 首都圏では、首都直下地震などの大規模な災害の発生が危惧されていることから、首都圏道路ネットワークのミッシングリンクを解消し、既存の高速道路ネットワークと結節することができる国道246号バイパスは、救援物資等の輸送や復旧活動を支える効果的な道路となります。

要望先

県土整備局道路部道路企画課

要箇箇所図



【重点要望事項】

要望事項

秦野駅前通り道路の整備に当たり、第2工区及び交差点工区の用地交渉及び道路拡幅等工事に係る事業の計画的な推進をお願いします。併せて、全線供用時における、歩行者の安全確保に係る安全対策の実施をお願いします。

また、第1工区及び第2工区における道路空間の利活用について、当市にて進めている、県道705号を含めた秦野駅北口周辺のにぎわい創造のためのまちづくりに係る事業への協力をお願いします。

現状

(1) 当該区間の道路整備事業等については、平成22年度から事業に必要な用地取得等に着手していただいております。令和3年度には、全線供用目標時期を令和8年度と示していただきました。

全線供用に向けて、第1工区については、用地買収及び仮舗装等の道路整備に係る工事が概ね完了し、第2工区についても、用地取得を終えている箇所から、電線類の地中化に必要な電線共同溝に係る工事を実施していただいております。

当市としても、地域住民に対する工事内容の周知や用地交渉への協力及び支援を行っており、市事業区間である市道25号線の道路改良について、令和5年度に係る地権者への説明や測量調査を実施し、令和6年度から一部用地買収を進める予定であることから、県市で連携した事業の更なる前進が必要です。

(2) 道路整備事業が着実に推進され、全線供用が開始される際は、まほろば大橋北側交差点から片町通り交差点までの区間において、車両の対面通行ができるようになるため、当該区間の交通事情が複雑化します。

当該区間は、秦野駅北口周辺に位置していることから、地域住民等にとって重要なアクセス道路であり、地元中学校の通学路でもあります。また、当市では周辺地域のにぎわい創造の推進に取り組んでいることから、今後、当該区間の更なる人流の増加が予想されます。

【重点要望事項】

特に、ひがしみち交差点は車両及び歩行者交通量が集中する可能性があり、歩行者の安全確保が必要であることから、信号機設置を含めた安全対策の実施に係る関係機関への働きかけなど、県市で連携した取組が必要です。

(3) 当市では、重点施策の一つとして、小田急線4駅周辺の地域特性や魅力を生かした、にぎわい創造の推進に取り組んでおり、県道705号は、当市の玄関口である秦野駅の北口を起点とした重要な道路と位置付けています。

県道705号の道路整備事業を秦野駅周辺市街地の活性化の契機とし、令和4年度から地元事業者や地域住民等で構成する懇話会と、学識者や企業から推薦された委員等で構成する協議会を設置し、それぞれ当市が事務局を担うことで、駅周辺のにぎわい創造に係る取組を公民で連携して行っています。

そのような中で、県道705号沿いを含めた秦野駅北口周辺の地域資源やこれまでの地域活動等の蓄積を生かしながら、これまで以上に公民で連携して取り組んでいくための指針として、令和5年11月に「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン」を策定しました。

現在、ビジョンの実現に向けた中心市街地活性化基本計画の策定作業に取り組んでおり、具体的には、県道705号の沿道に多世代交流拠点の整備を検討しているなど、秦野駅北口周辺地域のにぎわい創造に係る取組を進めています。

今後も引き続き、これらの取組をより一層推進していくことから、地域活性化につながる道路空間の利活用や魅力ある歩道整備などについて、県の協力及び支援が必要です。

効果

道路拡幅工事等の計画的な事業の推進及び県道705号の道路空間の利活用を図ることで、将来的に安全・安心で快適な道路空間が実現し、街中への回遊性の向上、人をまちに呼び込む事業所等の増加につながり、街歩きによるにぎわいの創造、生活と産業が調和した活力あるまちづくりの促進につながります。

要望先

平塚土木事務所

【重点要望事項】

要望事項

公園基本計画の改定に向けた検討が進められている県立秦野戸川公園について、当市の「表丹沢魅力づくり構想」及び新東名高速道路の全線開通を見据えた、地域の観光資源としての更なる魅力向上に向けて、未整備区域を含めた公園の一体的な整備をお願いします。

現状

(1) 県立秦野戸川公園（以下「戸川公園」）は、平成3年度に都市計画決定（50.7ha）され、平成6年度から整備が開始されています。平成9年度に一部開設されて以降、順次開設区域を広げ、現在の開設区域は36.1haとなっています。（※未整備区域：14.6ha）

(2) 戸川公園は、丹沢登山の拠点としてにぎわい、山麓の田園風景が望める公園としてニーズが高く、豊かな自然環境を生かした多様なレクリエーション機能を有しています。

また、戸川公園内には、「県立山岳スポーツセンター」及び「はだの丹沢クライミングパーク」を合わせた国内屈指のスポーツクライミングの拠点があることから、県が進めている地域観光とスポーツを掛け合わせるスポーツツーリズムの推進にもつながる施設であり、県と連携して戸川公園の魅力の向上に努めています。

さらに、令和4年4月に新東名高速道路（秦野区間）及び秦野丹沢スマートICの供用が開始されるとともに、全線開通予定時期が令和9年度となっていることから、首都圏や中部圏からのアクセスが向上し、来訪者の更なる増加が見込まれます。

(3) 現行の公園基本計画で「山里のクラフトゾーン」と位置付けられている箇所（約5ha）については、公園基本計画の改定に向けて、公民連携による整備を見据えた新たな土地利用イメージに係る検討をいただいています。

県では、その検討に向けて、令和3年度に、公園利用者に対するアンケート調査及び公園関係事業者に対するサウンディング調査、令和

【重点要望事項】

4年度から令和5年度にかけて、公園関係事業者以外へのヒアリング調査を実施していただくなど、様々なニーズ把握に努められています。

(4) 当市では、令和2年度に「表丹沢魅力づくり構想」を策定し、表丹沢を「都心から近い山岳・里山アクティビティの聖地」としてのブランディングを図り、親しみやすい場所とすることを目指している中で、戸川公園を、その主な交流発信拠点施設として位置付けています。

このことを踏まえ、県では、キャンプ施設などをはじめとした、表丹沢の豊かな自然を体感できるアウトドアの拠点として活用できるよう、検討を進めていただいているところです。

また、未整備区域周辺の狭あい道路において、車両走行に十分な道路幅員を確保するための道路拡幅工事に着手します。

(5) 未整備区域を含む公園全体の具体的な土地利用コンセプト等に係るイメージの検討の際には、構想を踏まえて県市で連携して取り組むことで、公園資源を活用したアウトドア・アクティビティを通じ自然と人との共存や地域活性化に貢献する公園となることが期待されます。

特に、現状、公園来訪者による一般利用が極めて困難な状態である「森の自然観察ゾーン」と一体的に整備することで、周辺エリアとの連続性を保つことができます。

併せて、広大な公園敷地内を円滑に移動できるよう、次世代交通システムなどの移動手段を整備することで、利用者にとってより満足度の高い公園利用が期待できます。

効果

新東名高速道路の全線開通が令和9年度に予定されていることから、今後さらに、戸川公園へのアクセスが向上等することにより、観光客の増加が見込まれる中、丹沢山系の登山の拠点及び県西部の観光拠点として、更なる観光・地域振興に寄与します。

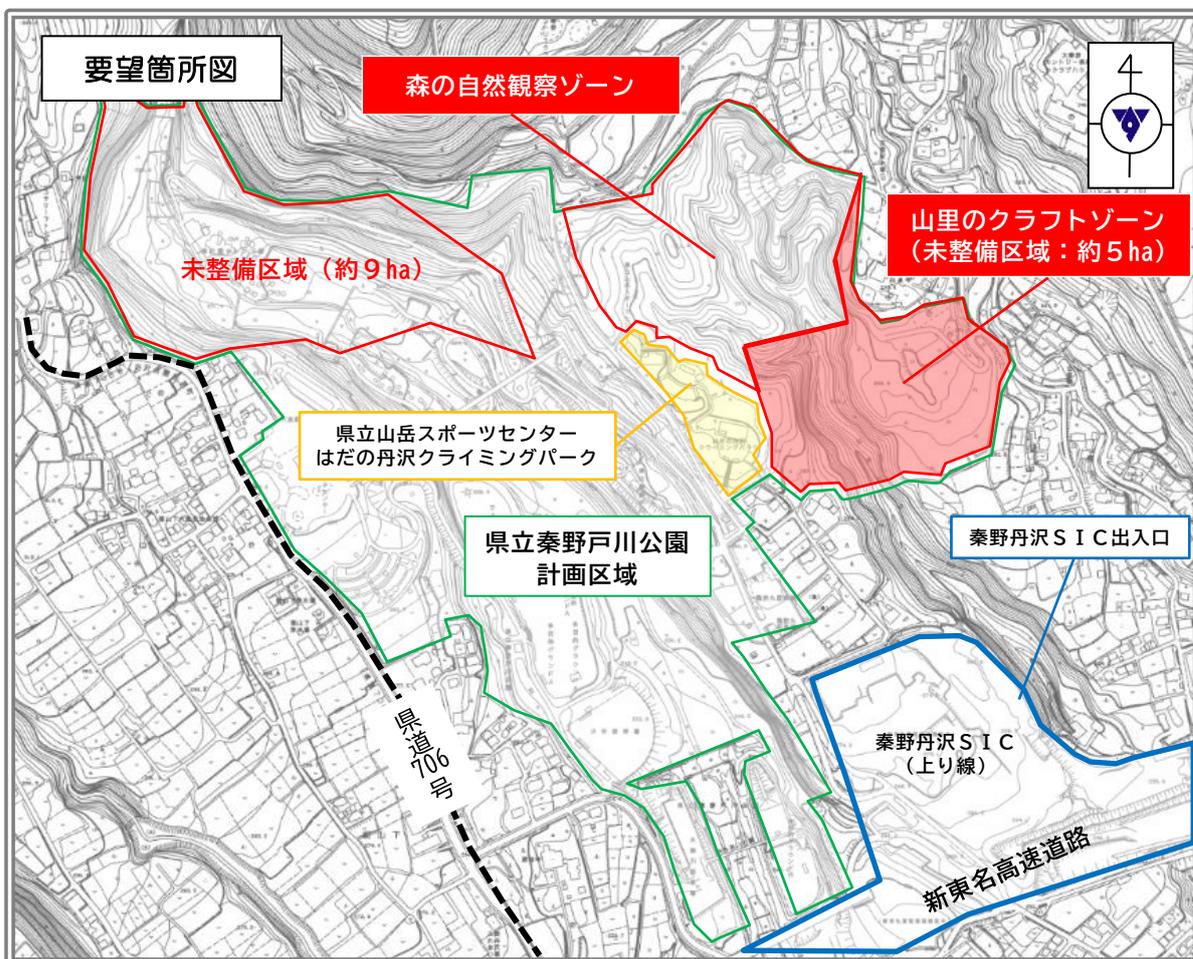
また、コロナ禍を契機に、自然豊かな地方への移住に関心が集まっており、中でも、近隣に自然公園があることがより重視されるようになっていきます。戸川公園の魅力向上は、県西部への更なる移住促進、地方創生にもつながります。

【重点要望事項】

要望先

県土整備局都市部都市公園課

県土整備局道路部道路企画課



【重点要望事項】

要望事項

表丹沢の更なる魅力向上と、「表丹沢魅力づくり構想」のビジョン実現のため、県有施設等の効果的な活用及び当市施策との連携をお願いします。

- (1) 表丹沢県民の森、菜の花台園地など、県有山岳・里山施設の魅力向上につながる維持管理及び整備等の促進
- (2) 表丹沢の魅力向上につながる県営林道等の活用
- (3) 駐車場不足の解消など、ヤビツ峠の快適な環境の実現に向けた効果的な対応
- (4) 県有施設の価値向上につながる電気自動車用充電設備導入の検討

現状

当市では、市民団体や民間事業者、国・県及び隣接する市町村と連携しながら、表丹沢の資源を磨き、つなげ、そして新たに触れる機会を増やすことで、市民の地域への愛着や誇りを高めるとともに、地域活性化にもつながる「表丹沢魅力づくり構想」の実現に取り組んでいます。

さらに、菜の花台園地やヤビツ峠など、県道70号沿いに点在する資源を有効活用するため、令和5年8月に、ヤビツ峠・蓑毛周辺魅力向上計画を策定し、県や地域団体、関係事業者等と連携しながら取り組んでいます。

- (1) 表丹沢県民の森は、あずまや、芝生広場、散策路等が整備されていますが、昭和49年の開設から約50年が経過し、樹木の繁茂と施設の老朽化が見られています。さらに、施設へのアクセスは、一般車両の通行が原則禁止されている林道に限られているなど、アクセス性に課題があり、活用が進んでいません。

また、菜の花台園地は、相模湾まで一望できる展望台や公衆トイレが整備されていますが、平成7年の開設から約29年が経過し、

【重点要望事項】

展望台に老朽化が見られています。来園者が安心して利用できるよう、老朽化した施設の改修が必要です。

(2) 表丹沢には、様々な役割に応じた道が数多く整備されていますが、拠点施設や観光スポットをつなげることで、更なる魅力の向上と回遊性を高める活用に取り組んでいます。

令和3年度に、県、当市、当市森林組合による林道活用に関する検討会を立ち上げ、令和4年度からは、市営林道や森林組合林道で山林伐採現場見学&林道散策ツアーを開催しています。

また、令和5年度には、県から、県営表丹沢林道における自転車関連イベントの開催条件等が示され、市内の観光スポットを周遊するサイクルイベントを2回開催しています。

今後、表丹沢林道以外の県営林道についても、利活用が進むことが求められています。

(3) ヤビツ峠は、表丹沢の代表的な登山道である表尾根縦走コースや大山登山道の入口であるとともに、ドライブやサイクリングの休憩施設として、市内外から多くの来訪者に利用されています。

令和6年5月には、老朽化した公衆トイレの改修を完了していただき、本格的な登山シーズンを迎えるに当たり、ハイカーの利便性向上が図られています。

また、多くのハイカーやサイクリストなどにとって、さらに魅力的な場所となるよう、駐車場の拡充など、快適な利用環境の早期実現が求められています。

(4) 県立秦野戸川公園、ヤビツ峠、菜の花台園地については、新東名高速道路の全線開通により、自動車による来訪者の更なる増加が見込まれます。

国においては、2050年の脱炭素社会の実現を目指し、2030年までに30万口という電気自動車用充電器の設置目標を掲げているほか、県においても、令和6年3月に改訂された「神奈川県地球温暖化対策計画」において、電気自動車用充電設備の適正設置を重要事項として位置付けています。

さらに、当市においては、「秦野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、電気自動車用充電設備の設置に取り組み、

【重点要望事項】

令和6年度以降、市内公共施設（13施設）に順次設置を進めていく予定です。

国、県、市の取組を踏まえ、表丹沢の県有施設への移動手段として「電気自動車」の利用が増加していくことが予想される中、脱炭素社会の構築に向けたより一層の対応が課題となっています。

県有施設の更なる魅力の向上と脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させるため、電気自動車による移動の不安を解消し、優れた地域資源である自然環境の保全につながる環境配慮型行動の促進に向けた、電気自動車用充電設備の設置が求められています。

効果

新東名高速道路開通による新たな人の流れを捉えるとともに、2度、3度と訪れたくなる魅力を創出することで、表丹沢を中心とした県西部の地域活性化と、当市の持続可能なまちづくりの実現につながります。

要望先

環境農政局緑政部自然環境保全課、森林再生課、
湘南地域県政総合センター企画調整部企画調整課、
平塚土木事務所道路都市課、環境農政局脱炭素戦略本部室

要望事項

市民が安心して医療を受けることができるよう、地域医療の連携体制の強化について、次の事項を要望します。

(1) 医師の地域偏在や診療科偏在を解消するため、地域の実情を踏まえた医師、看護師等の確保対策の推進

(2) 既存の休日夜間急患診療所の運営や整備、二次救急診療事業に対する補助の拡充、医師が都市部に集中しないシステムの構築など、総合的な救急医療体制の整備、充実

現状

(1) 当市の令和5年度救急搬送者数は、9,226人（前年度比470人増）であり、年々増加傾向にあります。そのうち約4割が市外の医療機関に搬送される状況が続いています。特に、小児科関連の救急搬送者の約6割が市外の医療機関に搬送される状況となっています。

また、当市内の小児科専門医が開業している診療所は、令和3年3月までは8箇所あったものの、令和5年4月までに3箇所が閉院し、5箇所に縮小したことで、身近な受診しやすい小児科診療所の一次医療が大幅に低下しています。

さらに、小児二次救急診療については、当市が属する秦野・伊勢原圏域において、市外にある1病院のみが対応し、令和元年度以降、輪番制に戻っていない状況です。

「第8次神奈川県保健医療計画」における小児医療圏別小児科医師偏在指標では、秦野・伊勢原圏域は110.3と県（106.1）の数値を上回っていますが、地域の実情とは異なっており、医師等医療従事者の十分な確保により、持続可能な救急体制を整備する必要があります。

【重点要望事項】

医師不足の解消には、医学生への修学資金貸付の拡充、臨床研修医制度の見直し、医科大学との連携などに加えて、医師が働き続けることができる環境の整備が必要です。

現状、神奈川県においても月額10万円の修学資金貸付制度がありますが、同じ首都圏内でも山梨県は月額13万円、千葉県は月額20万円、茨城県は月額25万円など地域差が生じています。

また、看護師不足の解消についても、看護学生への修学資金貸付の拡充、働き続けることができる環境の整備等、抜本的な対策を講じる必要があります。

さらに、本年4月から医師の働き方改革が施行され、労働時間に関する取り決めなど、働き方の適正化が実施されることで、医師不足に悩む診療科目にあっては、新たな医師の確保が更に困難になると考えられます。

(2) 当市における救急搬送者数の増加に伴い、初期救急医療としての休日夜間急患診療所、二次救急及び三次救急医療の総合的な救急医療体制の整備・充実、その救急医療体制を支える地域医療との連携強化の必要性がより一層高まっています。

しかしながら、現状、小児救急医療に係る初期救急及び二次救急に対する県による財政措置はあるものの、全額ではないため、市町村の財政負担が大きいほか、内科、外科に係る初期救急及び二次救急に対する財政措置はなく、全て市町村の負担となっていることから、財政を圧迫する一因となっています。

効果

(1) 県による医療従事者の養成・確保体制が強化されることにより、医療圏格差の解消はもとより、働き続けることができる環境の整備等によって、持続可能な地域医療体制の確立につながります。

(2) 県による救急診療に対する補助の拡充や、小児を含む総合的な救急医療体制の整備、充実により、患者が病状に応じた適切な治療を身近な地域で受けることができ、地域の実情に合わせた安全・安心な救急医療体制の実現が図られます。

要望先

健康医療局保健医療部医療課

要望事項

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」について、令和9年度以降も水源環境保全税の存続等による財源確保を含む必要な措置を講じ、水源環境の保全・再生施策を継続するようお願いいたします。

現状

(1) 県では、将来にわたり良質な水を安定的に確保することを目的に「かながわ水源環境保全・再生施策大綱（計画期間：平成19年度～令和8年度）」を策定し、水源環境保全税を財源として水源環境の保全・再生に取り組まれており、森林整備等による下層植生の回復や土壌保全などの効果が認められています。

市が整備している概ね標高300m以下の地域水源林エリアの森林（約1,159ha）においては、第1期から第3期5か年計画の15年間で663.3ha（57.23%）を確保し、累計で1190.2haを整備しています。

また、平成24年度からは森林組合等が森林所有者から森林を預かり、森林整備を行う長期施業受委託事業が開始され、木材を生産するために多くの作業道が開設されたことで、木材資源の循環利用を進めながら、健全な人工林としての整備・管理が着実に推進されています。

一方で、近年、台風や大雨による土砂崩落等の自然災害が多く発生していることや、カーボンニュートラルの実現に向けて、森林の持つ二酸化炭素の吸収・固定等の公益的機能の重要性が再認識されるとともに、森林資源の循環サイクル構築が求められています。これまで築いてきた豊かな森林や水資源を次世代への財産として、確実に引き継いでいくため、森林の管理や整備を今後も継続し、森林の公益的機能を強化していくことが必要です。

(2) 市営水道水源の約8割を市域内の地下水、湧水、表流水で賄っている当市では、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づき、地下水保全施策を推進し、地域の特性に応じた地下水かん養や水質保全等の取組を計画的に実施しています。

【重点要望事項】

県民の生活を支える良質で安定的な地下水源を確保するためには、地下水浄化事業及び地下水かん養事業を長期的に継続して実施する必要があり、また、近年の気候変動に伴う短時間豪雨など、雨の降り方の変化によって地下水かん養が少なからず影響を受けていることから、降水量と水位変動の関係性を把握するためにも、地下水モニタリング事業を継続して行うことが求められています。

効果

(1) 森林整備は長期的に継続することで、水源かん養機能や土砂災害防止機能などの公益的機能が発揮されます。水源環境保全の取組によって、県民の暮らしを支える良質な水資源を保全するとともに、災害に強い森林づくりを進めることができます。

(2) 地下水浄化事業により水質改善が確認されており、水質のモニタリングでは、現在の取組を継続していく中で、環境基準を満たす将来予測が示されています。

水源保全地域内の地下水の質と量を保全することにより、県民が将来にわたり安心して利用できる水源環境を育むことができます。

要望先

環境農政局緑政部水源環境保全課

要望事項

全国育樹祭の誘致をお願いします。

現状

(1) 平成22年5月に開催された全国植樹祭の秦野会場においては、天皇皇后両陛下（現上皇皇后陛下）によるお手播きがなされ、現在は、成長した樹木が秦野市カルチャーパーク内の植樹祭記念広場に植えられています。

また、持続可能な森林づくりと全国屈指の森林観光都市を目指す本市では、全国植樹祭以降も、毎年植樹祭を開催するなど、市民主体の植樹・育樹・活樹事業を実施し、市民の森林・里山の循環及び保全に対する理解促進に努めています。

令和4年5月には、県及び公益財団法人かながわトラストみどり財団との共催で、「緑の祭典“かながわ未来の森づくり” 2022 in はだの」を開催されました。

また、本年11月には、森林の持続可能な循環サイクルの構築、建築関連産業の活性化、全国育樹祭誘致の機運醸成を図るため、第40回全国削ろう会秦野大会を開催します。

(2) 本市は、環境省が選定した全国4地域の一つとして「里地里山保全再生モデル事業」を実施しています。

平成26年度には、「生物多様性地域連携保全活動計画」を策定し、市民やボランティア団体等と協働した里地里山の保全・再生・活用活動を推進しているほか、平成27年度には、「生物多様性保全上重要な里地里山500か所」にも選ばれています。

(3) 令和元年度には、大正時代から約1世紀にわたり学校林として児童自らが自分の手で大切に育てた秦野産材（ヒノキ）を東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会選手村「ビレッジプラザ」に提供しています。

【重点要望事項】**(参考) 全国育樹祭の開催状況**

開催年度	開催地	植樹祭開催年度	植樹祭からの期間
平成29年度	香川県	昭和63年度	29年
平成30年度	東京都	平成8年度	22年
令和元年度	沖縄県	平成5年度	26年
令和2年度	※延期	—	—
令和3年度	北海道	平成19年度	14年
令和4年度	大分県	平成12年度	22年
令和5年度	茨城県	平成17年度	18年
令和6年度	福井県	平成21年度	15年
令和7年度	宮城県	平成9年度	28年
令和8年度	和歌山県	平成23年度	15年

※全国育樹祭は、第1回（昭和52年）から第49回（令和8年）まで、本県での開催はありません。開催地は、例年8月末に開催される国土緑化推進機構の定時総会で決定されます。

効果

選手村ビレッジプラザに当市の木材が使用されたことや緑の祭典の開催などを契機として、森林づくりに対する市民の関心が高まり、さらに、全国育樹祭の開催により、森林に対する愛情が培われ、市民主体の持続可能な森林づくりの推進、カーボンニュートラルの実現に向けた取組につながります。

要望先

環境農政局緑政部森林再生課

要望事項

介護、障害、保育等の福祉施策に係る事業者の人材確保等を図るため、地域区分については、地域の実態に応じ、適切な区分を適用するよう、国への働きかけをお願いします。

現状

(1) 介護報酬や子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域区分（地域手当の級地区分）については、地域ごとの人件費の格差を調整するため設定されているものであり、原則として、地域ごとの民間事業者の賃金水準を反映させたものである公務員の地域手当に準拠して設定されています。

(2) 平成26年人事院勧告により地域区分の見直しが行われましたが、生活圏が同一である近隣市は引上げ等が措置される中、当市の地域区分は見直し前と同じ6級地（6%）に区分されました。

令和元年12月には、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」が示され、地域区分の高い市町村に囲まれている場合には、囲んでいる市町村のうち最も近い地域区分まで引き上げる補正ルールが導入されていますが、当市はその適用を受けておりません。

また、令和6年度からは新たな補正ルールが追加されたものの、その範囲は限定的なものとなっており、当市は同じくその適用を受けておりません。

(3) 地域区分の据え置きによって近隣自治体と不均衡が生じることは、市内の福祉施策に係る事業者の運営や人材の確保に多大な影響を与えるため、結果として、福祉施策全体の質の低下につながるものが危惧されます。

特に、最低賃金が県内同一であるにも関わらず、地域区分に不均衡が生じていることにより、報酬単価が近隣市より低い当市内の介護・障害サービス事業者は相対的に厳しい経営状況に置かれ、地域区分が高い自治体への人材流出などが問題となっています。

【重点要望事項】

仮に、当市の地域区分が6級地から5級地に見直しがされた場合、介護報酬は年間約2億3千万円、障害福祉サービス等報酬は年間約1億2千万円、子ども・子育て支援新制度では年間約7千7百万円の増額が見込まれ、事業所の安定運営、人材の確保につながると考えます。

また、令和5年7月に、当市内の全保育所等31施設を対象に行った「保育士配置の補助基準見直しに向けたアンケート調査」においては、人材確保が難しい要因として最も多かった回答が、「都市部への人材流出」（56.7%）となっております。

さらに、令和6年6月に、市内介護サービス事業所及び保育所等に対して行った人材確保等に関するアンケート調査でも、「求人や人材採用に当たり、近隣市区町村との地域区分（級地）の差による影響を受けていると感じるか」との問いに対して、介護サービス事業所では約7割、保育所等では9割以上から「感じる」という回答があり、地域区分の不均衡による影響が伺えます。

効果

地域区分が高いことを背景に、給与水準が当市と比べて高い水準にある自治体にある事業所へ就労する傾向が改善され、物価水準や生活圏等が同じ地域における事業所運営費の均衡が図られることにより、職員の給与水準に起因する地域間格差がなくなり、事業者が職員の確保を含めて公平で安定的な運営を行うことができます。

また、給与水準の不均衡が解消されることにより、国が進める公的部門における分配機能の強化につながります。

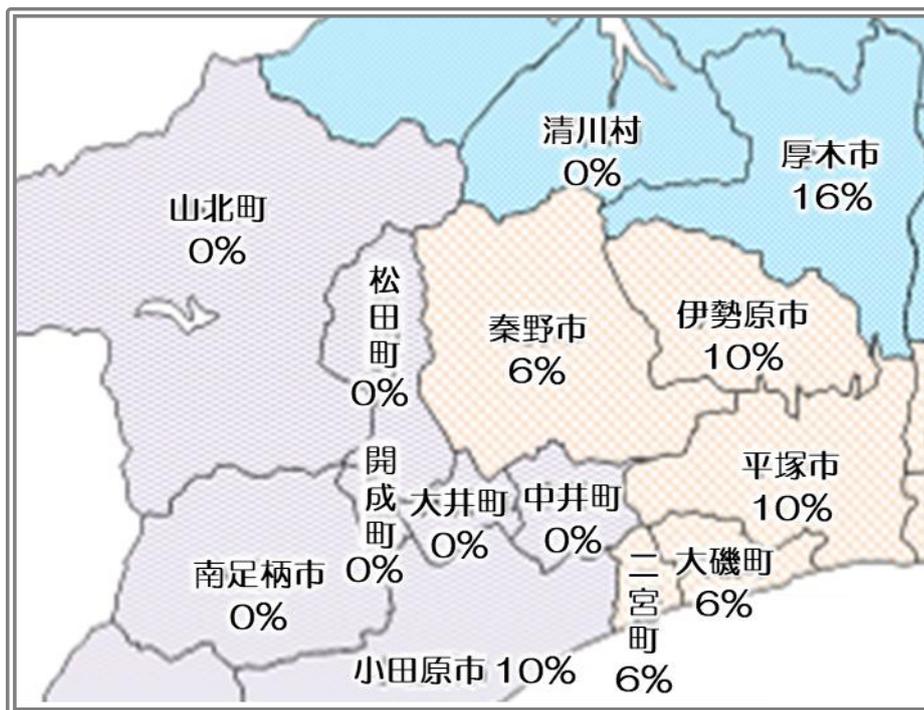
要望先

福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課、障害サービス課、地域福祉課

【重点要望事項】

(近隣市町村の地域区分(国基準))



【重点要望事項】

要望事項

- 1 新東名高速道路の建設により分断している区間（バイパス区間）の早期整備をお願いします。
- 2 中丸沢に架かっている久保橋付近から伊勢原市大山地内の霞橋付近までの未整備区間の早期整備に向けた検討をお願いします。

現状

- 1 県道701号（大山秦野）は、霞橋付近から当市寺山の県道70号との交差点に至る約4.9kmの道路です。
県道70号との交差点から寺山角ヶ谷戸地区までの約380mについては、拡幅改良整備がされましたが、新東名高速道路との交差区間については分断されています。
当区間は、「かながわのみちづくり計画」において、「完成が見込まれる主な道路」に位置付けられており、地元地権者の協力のもと、県にて整備に必要な事業用地は取得されていますが、現在に至るまで整備が見送られている状況です。
今後の道路整備の予定について、地元地権者をはじめ、住民などの道路利用者に対して説明していただき、早期に当該区間の道路機能を確保する必要があります。
- 2 久保橋付近から霞橋付近までの区間は、一部のコンクリート舗装区間と浅間山林道との重複区間を除いて、大部分が登山道のような状況であり、軽車両すら通行できない未整備区間となっています。
当区間は、「かながわのみちづくり計画」において、「将来に向けて検討が必要な道路」に位置付けられていることから、当市と伊勢原市はもとより、県にも参加していただき、道路整備に係る課題の整理や当区間の現状把握をするため、勉強会を行っています。
また、伊勢原市と当市では、古くからつながりがある伊勢原市の大山地域と秦野市蓑毛周辺エリアにおける新たな観光交流を図ることとし、更なる地域活性化に向けた検討を進めています。

【重点要望事項】

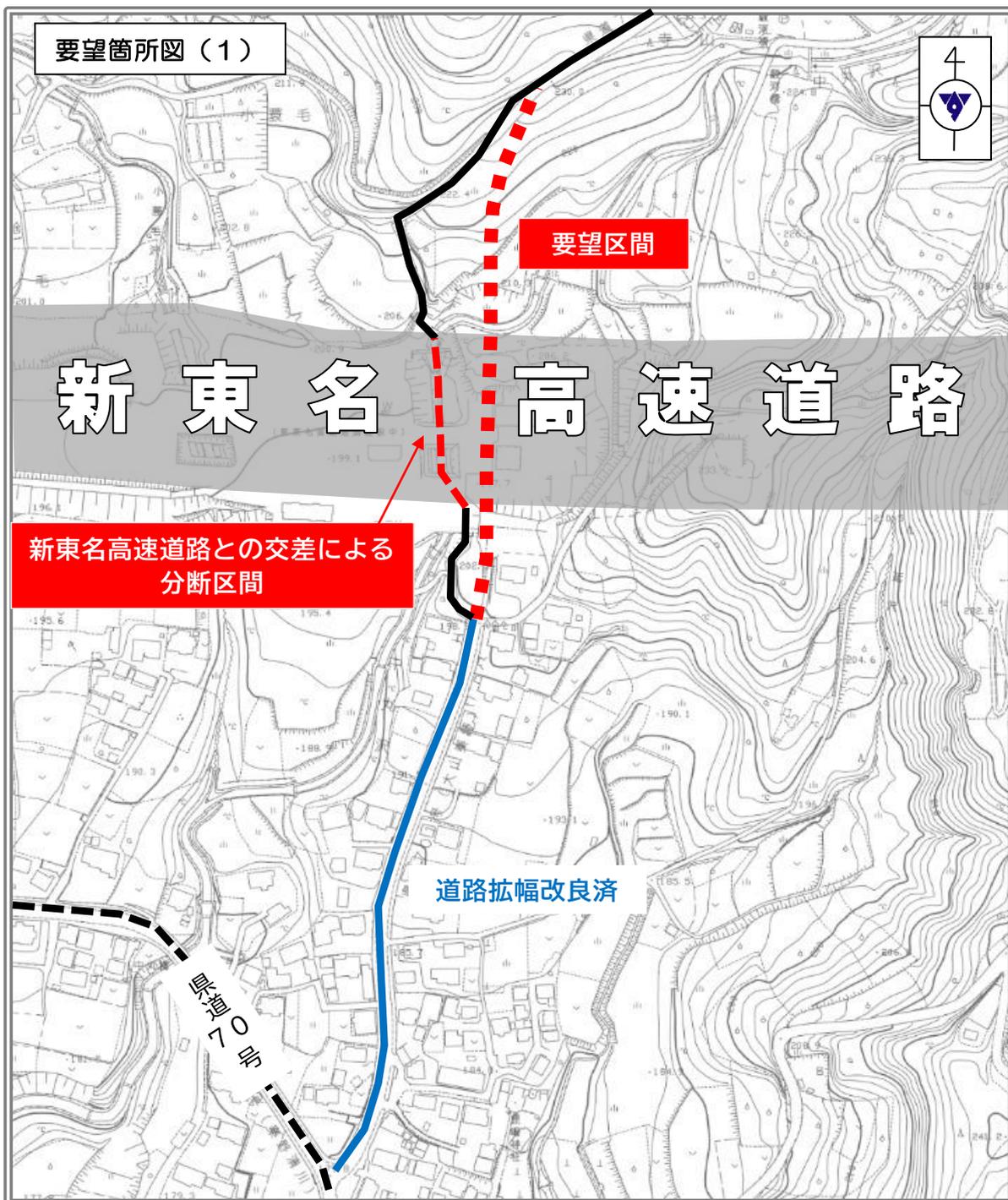
効果

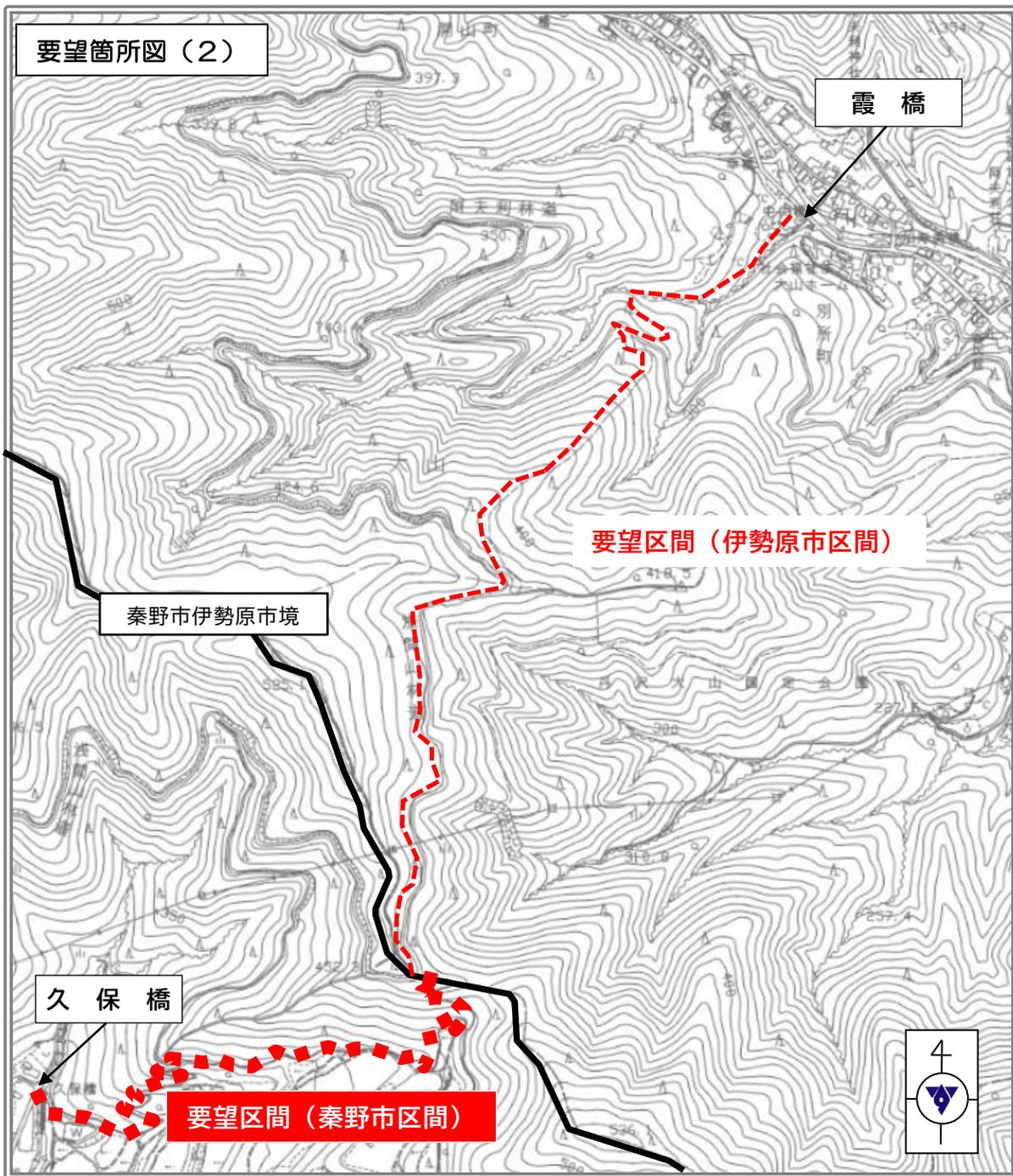
県道701号は、全区間で「かながわのみちづくり計画」に位置付けられており、新東名高速道路との交差区間の分断が解消されることで、道路機能が確保されるとともに、久保橋先から霞橋付近までの区間が整備されることで、県が取り組んでいる丹沢大山エリアの観光魅力づくりにも寄与します。

また、当市ではヤビツ峠及び蓑毛地域周辺の魅力向上に係る取組を推進していることから、大山地域と蓑毛周辺エリアを周遊できる当該道路の整備を進めることで、周辺地域に更なる人流を生み出し、より一層の経済効果をもたらすことができます。

要望先

県土整備局道路部道路企画課
平塚土木事務所





要望事項

秦才橋から下大槻バス停までの歩道整備をお願いします。

現状

県道62号（平塚秦野）は、小田原厚木道路にアクセスできる平塚市街との主要なアクセス道路であることから、車両通行量が多い一方で、沿道付近には民家や耕作地などがあり、歩行者の通行や横断もあります。

なお、当該道路から東名高速道路の秦野中井ICまでの区間については、「かながわのみちづくり計画」において、当該箇所へのアクセスを強化する道路として位置付けられており、計画の熟度を高めていく重要な道路とされています。

秦才橋から下大槻バス停までの道路法面については、自然の法面であることから、浸食等による路肩やガードレールの崩落が懸念されていますが、令和元年度には、ガードレールの傾きを一部補修していただきました。

また、毎年、車両の通行に支障がある樹木（枝）を伐採していただいています。バス停の利用を含め、道路利用者の安全確保のためにも、歩道の整備が必要です。

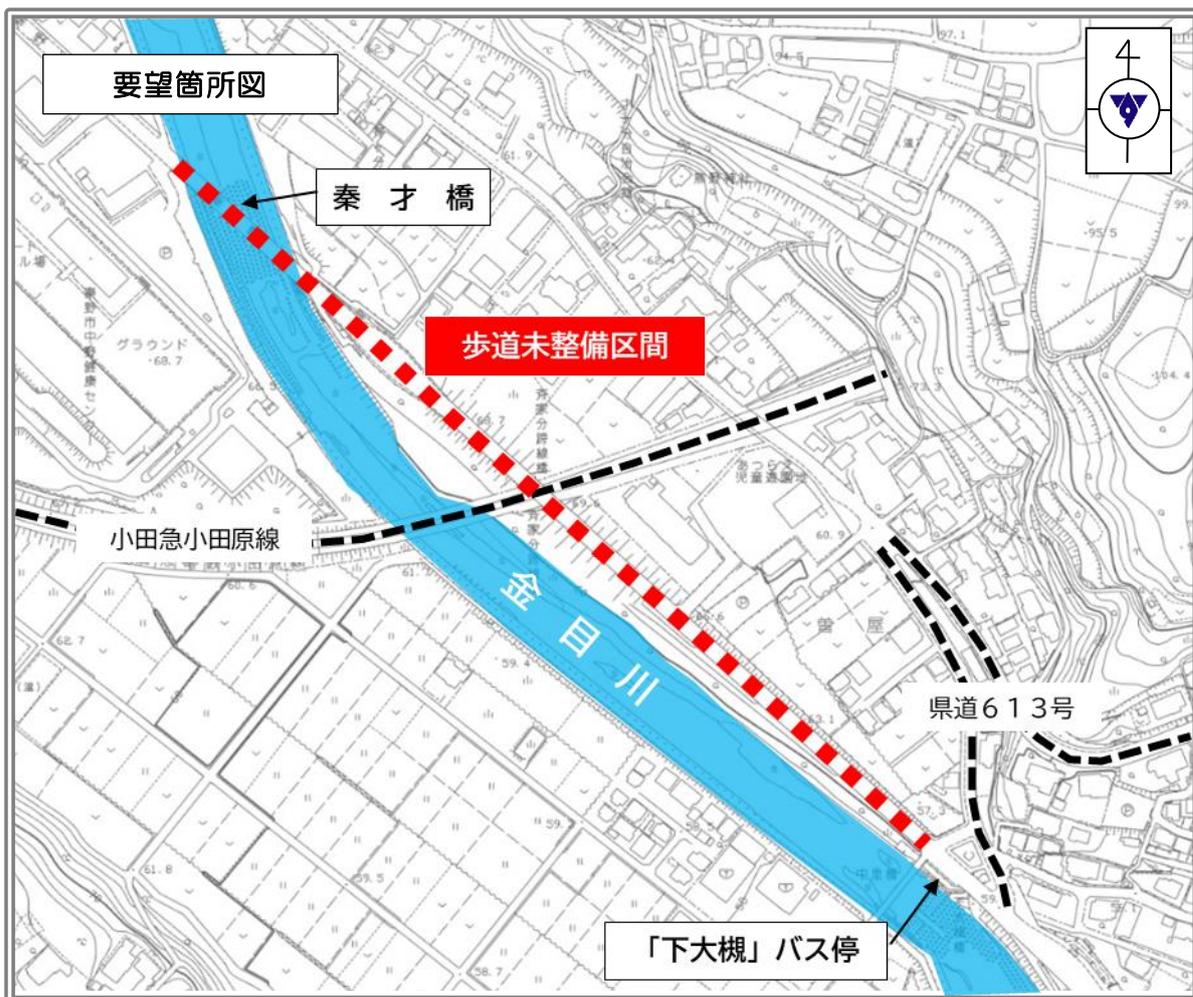
効果

歩道の整備により、安全・安心な交通環境が確保されます。

要望先

平塚土木事務所

【一般要望事項】



要望事項

鳥居前バス停から大鳥居付近までの区間について、歩道整備を含む道路改良整備の計画的な事業推進をお願いします。

現状

県道70号（秦野清川）は、当市から清川村につながる県北部への主要な幹線道路です。

ロードバイク等で坂を上るヒルクライムやバイクツーリング、登山客のほか、令和3年3月に当市が整備したヤビツ峠レストハウスの利用者など、市内外からの多くの来訪者に利用されています。

さらに、当市では、県道70号沿いに点在する資源を有効活用するため、令和5年8月にヤビツ峠・蓑毛周辺魅力向上計画を策定し、計画に沿った事業を展開していることから、道路利用者の更なる増加が見込まれます。

(1) 当区間は地元小中学校の通学路になっていますが、勾配がきついことから、自転車等のスピード超過が生じやすく、また、見通しが悪い中で、一部区間については歩道が整備されていない箇所があるため、歩行者の安全確保が課題です。

(2) 平成9年度に、県にて当区間の道路改良に係る計画平面図を作成されるなど、事業化に向けた取組が進められましたが、一部地権者からの反対がありました。

しかし、平成29年8月28日に、関係地権者からの歩道整備に関する要望書（事業用地の協力文）が提出されたことも踏まえ、令和5年11月に事業化していただき、周辺自治会をはじめとした地元住民に事業内容を周知されたうえで、測量調査に着手されています。

効果

歩道整備及び線形改良により、安全・安心な歩行空間が確保されます。

要望先

平塚土木事務所

【一般要望事項】



要望事項

- 1 落幡バス停付近からサンライフ入口交差点までにおける西側の歩道の暫定整備について、令和10年度の完成目標に向けた、計画的な事業推進をお願いします。
- 2 オヶ分踏切手前から瓜生野入口バス停先までの区間のうち、歩道未整備区間の整備事業化をお願いします。
- 3 さなだ幼稚園前の交差点改良（右折レーンの設置）等について、令和7年度の完成目標に向けた、計画的な事業推進をお願いします。
- 4 さなだ幼稚園前の交差点付近から大根橋までの約660mの区間について、拡幅整備の事業化をお願いします。

現状

- 1 落幡バス停付近からサンライフ入口交差点までの区間は、鶴巻温泉駅等を利用する歩行者等が多い道路ですが、歩道がなく危険な状況であることから、令和2年度に事業化していただきました。
また、令和3年度から令和4年度にかけて、周辺自治会をはじめとした地域住民に周知されたうえで、用地測量等を実施していただき、令和6年度以降、用地買収や埋蔵文化財調査等が実施される予定です。
- 2 オヶ分踏切手前から鳥居松橋西側交差点側までの区間は、地元小学校の通学路でもあることから、鳥居松橋西側交差点側から順次歩道整備が進められています。
令和5年度には、瓜生野入口バス停付近の歩道の未整備区間（約50m）の歩道整備を完了していただき、令和6年度は、既存の張出歩道の改修工事に着手されますが、安全・安心な歩行空間の確保のためにも、残りの歩道の未整備区間における歩道整備が必要です。
- 3 さなだ幼稚園前の交差点改良（右折レーンの設置）等の区間は、東海大学湘南キャンパスと東海大学前駅間の移動ルートの一つであることから、歩行者等が多い道路ですが、歩道が狭小で危険な状況にあ

【一般要望事項】

ることや、渋滞が頻繁に発生していることから、事業化していただきました。

当市内の東海大学湘南キャンパス北門バス停付近からさなだ幼稚園前交差点付近までの事業区間において、引き続き、県市で連携した関係地権者への用地交渉を進めて、令和7年度の完成目標年度に向けた計画的な事業推進が必要です。

- 4 さなだ幼稚園前交差点先から大根橋までの区間（約660m）については、東海大学の学生を中心に歩行者が多く、安全な歩行空間の確保が必要です。

効果

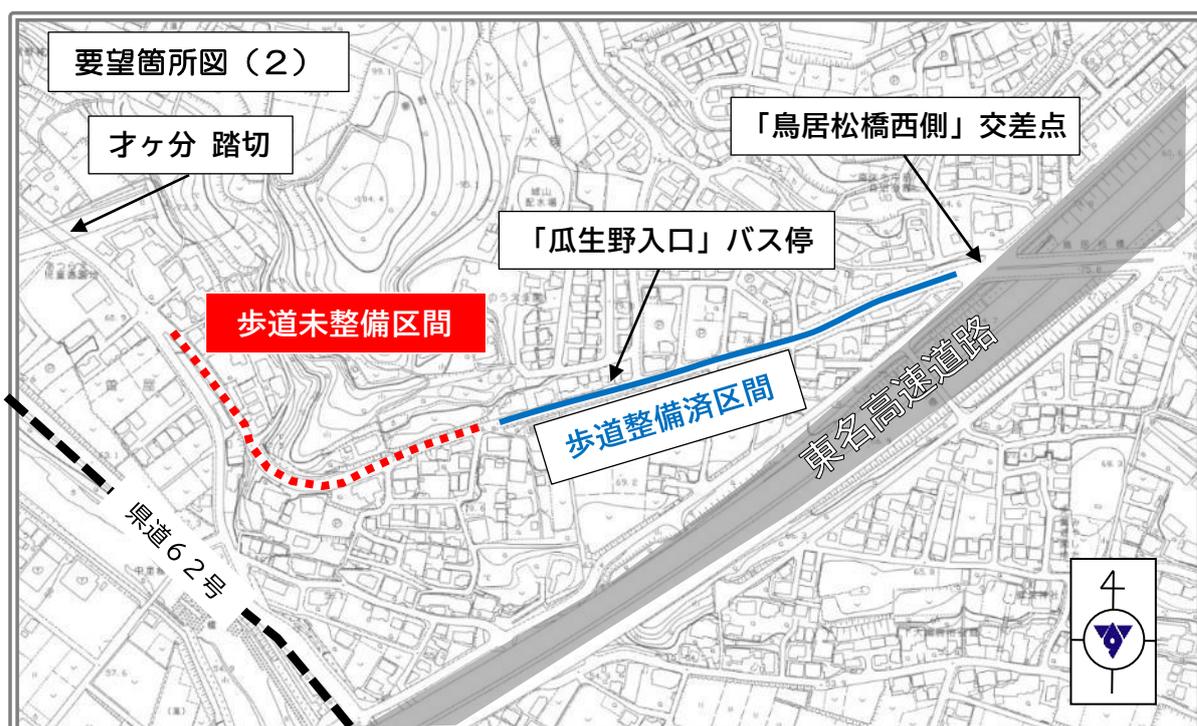
当該道路は、曾屋地内から鶴巻南地内までの当市域の東西方向におけるネットワークを形成する幹線道路であり、沿道付近には公共交通施設や商業施設、東海大学湘南キャンパスなどがあることから、歩行者や車両が行き交い、大部分は地元小中学校の通学路に指定されています。

歩道整備などの道路改良を進めていただくことで、安全・安心で快適な歩行区間の確保及び円滑な交通環境の実現が図られます。

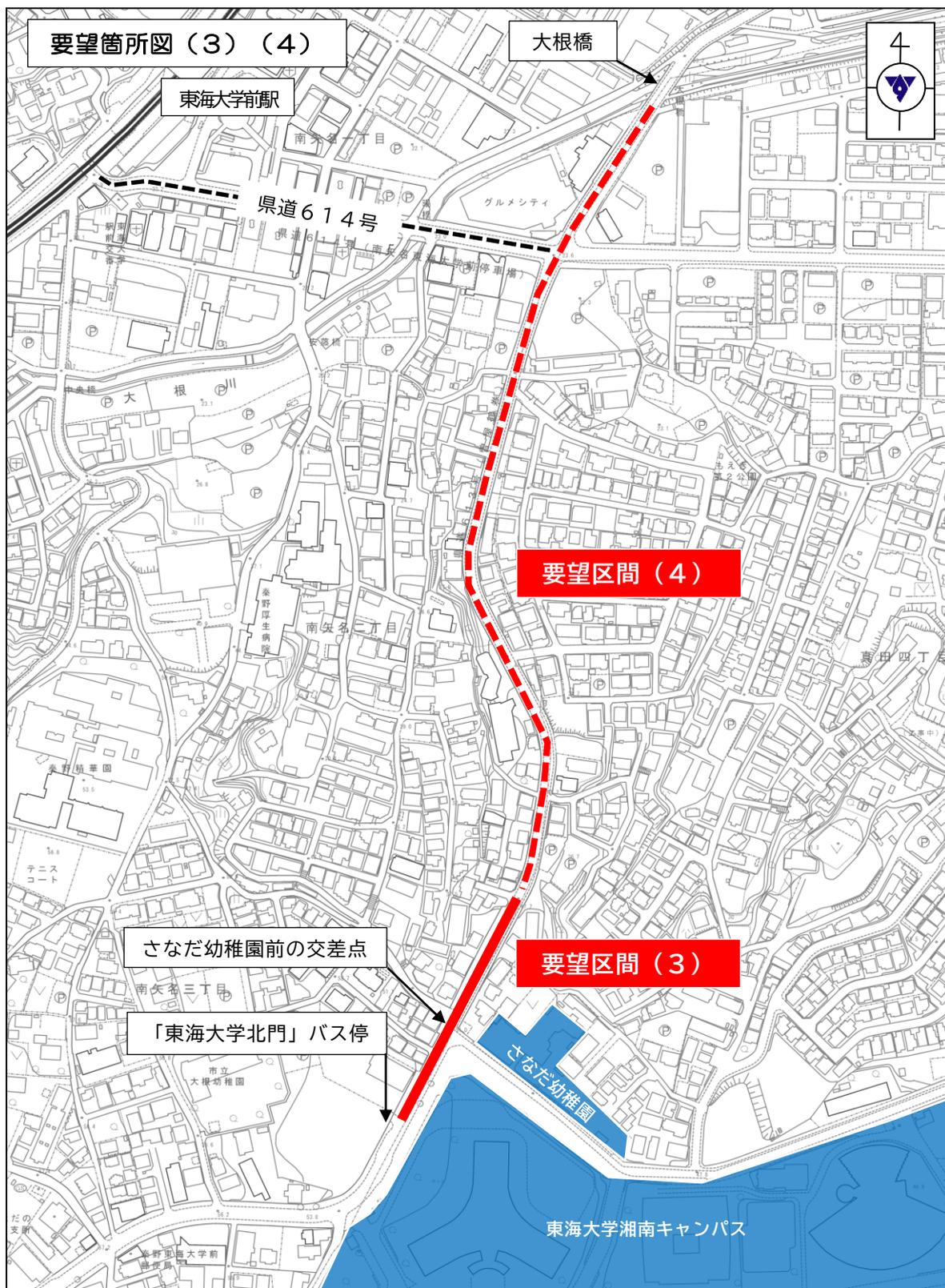
要望先

平塚土木事務所

【一般要望事項】



【一般要望事項】



【一般要望事項】

要望事項

秦野橋北側交差点から本町四ッ角交差点までの歩道における電線類の地中化に係る整備をお願いします。

現状

(1) 県道704号（秦野停車場）は、当市の玄関口である秦野駅北口から国道246号までの当市域の中心部における幹線道路であることから、市内外を往来する路線バスや自家用車など、車両交通量が非常に多い道路です。

また、当該道路は、県にて第2次緊急輸送道路に指定されており、大規模災害発生時には、救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行う必要があるため、自然災害への安全度を高めることを目的とした、道路施設の防災対策を優先して進める必要があります。

(2) 秦野橋北側交差点から本町四ッ角交差点までの区間は、沿道に店舗等が立ち並んでいるほか、地元中学校の通学路でもあり、歩行者の通行量が多いにもかかわらず、狭い歩行空間内に電柱があることから、歩行者の安全確保が求められています。

(3) 当市では、県道705号周辺を含めた秦野駅北口周辺の地域資源やこれまでの地域活動等の蓄積を生かしながら、これまで以上に公民で連携して取り組んでいくための指針として、令和5年11月に「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン」を策定しました。

その中で、県道704号沿いは地域活性化に寄与する重要なゾーンとして位置づけており、今後、沿道のにぎわいを生み出す仕組みづくりなどの取組を進めます。

効果

安全・安心で快適な歩行空間が確保されるとともに、自然災害等が発生した際に緊急輸送道路としての安全性が高まります。

要望先

平塚土木事務所

【一般要望事項】



要望事項

近年、激甚化している自然災害は、全国各地で大きな被害をもたらしており、当市においても、大根川周辺地域での内水氾濫、金目川や四十八瀬川における護岸崩落等、市民生活に支障をきたす事例が発生しています。

引き続き、市民の生命や財産を守るため、護岸崩落等の未然防止に係る河川の護岸整備等の促進をお願いします。

1 大根川

(1) ^{ひので} 陽橋から大根橋までの区間における、堆積した土砂を取り除く河床掘削

2 室川

(1) 堀田橋から寺井橋までの区間における、洗掘による崩落対策としての河川改修

(2) 鶴巻橋から小田急線軌道横断部先までの区間における、河床洗掘及び老朽化護岸の補修等

3 金目川

(1) 葛葉川合流部から天王下橋までの区間における、崩落の危険性がある箇所の護岸整備

(2) 金目川橋から神奈川病院西側までの区間における、崩落の危険性がある箇所の護岸整備等

4 四十八瀬川

(1) 甘柿橋から下流における、崩落の危険性がある箇所の護岸整備

(2) 甘柿橋から上流(才戸橋まで)における、親水性のある階段護岸や、生物多様性の環境回復のための魚道整備等

現状

1 大根川の ^{ひので} 陽橋から大根橋までの約200mの区間は、令和3年度に河床整理を実施されており、当市でも内水氾濫防止のため、雨水管の追加設置を行っていますが、引き続き、豪雨時には浸水被害のおそれがあることから、より多くの水を流せるようにし、氾濫や浸水の被害を防止するため、早期の整備が必要です。

【一般要望事項】

2 室川については、川幅が狭く、蛇行している区間が多くあることから、豪雨時には氾濫などのおそれがあります。

(1) 堀田橋から寺井橋までの区間については、現在、河川の線形が蛇行していることから、水流が強い箇所では洗掘等が生じ、護岸が崩落するおそれがあります。

そのため、寺井橋から上流側の河川線形の改良に必要な用地取得をいただいておりますが、下流側の河川改良に必要な用地交渉が難航しており、該当地権者の理解が得られていません。

(2) 鶴巻橋から小田急線軌道横断部先までの区間については、河床洗掘や老朽化している護岸設備への早期の対策が必要です。

3 金目川については、令和元年の東日本台風及び令和3年の豪雨により、下大槻地内の南平橋付近で護岸が崩落するなどの甚大な被害がありました。令和4年度から令和5年度にかけて、下流側の護岸設備等の改修工事を実施していただきました。

(1) 葛葉川合流部から天王下橋までの区間について、未整備区間は荒廃が著しい状況となっており、護岸崩落により河道閉塞のおそれがあるため、早期の対策が必要です。

(2) 金目川橋から神奈川病院西側までの区間について、一部箇所では護岸設備の崩壊などがあるだけでなく、河川の線形が蛇行していることから、水流が強い箇所では洗掘等が生じ、護岸が崩落するおそれがあるため、護岸整備及び改修等、早期の対策が必要です。

4 四十八瀬川は、豊かな自然環境が大きな特徴である上地区に位置しており、当河川は、上地区内の貴重な環境資源であります。豪雨により護岸が崩落するなどの被害が発生しています。

(1) 甘柿橋から下流側については、令和元年の東日本台風による被災箇所の復旧のため、令和3年度に一部の区間において護岸整備が行われておりますが、引き続き、護岸の整備が求められます。

(2) 甘柿橋から上流側（才戸橋まで）の周辺地域において、上地区の豊かな自然や地域資源を生かした地域活性化に係る活動を、地域のボランティア団体等と連携して行っており、地域の更なる魅力向上を図るため、親水施設や魚道の整備が求められます。

【一般要望事項】

効果

計画的な護岸設備の改修工事により、河川の氾濫などの水害を未然に防ぎ、市民の生命や財産を守ることができます。

また、四十八瀬川については、親水施設や魚道の整備により、周辺地域の魅力づくりに寄与するとともに、多様な生きものの生息環境の回復が図られます。

要望先

県土整備局河川下水道部河港課

平塚土木事務所



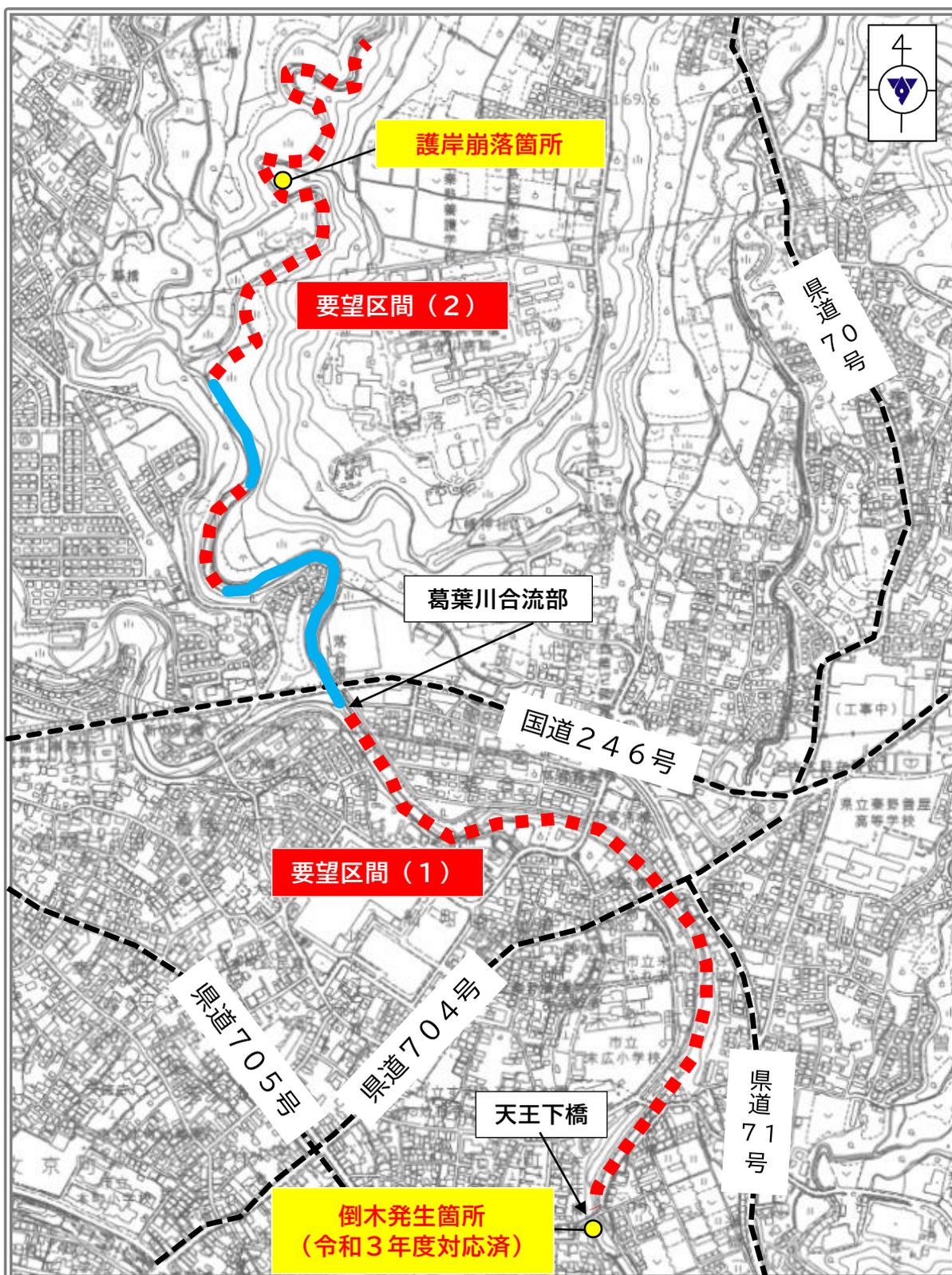
【一般要望事項】



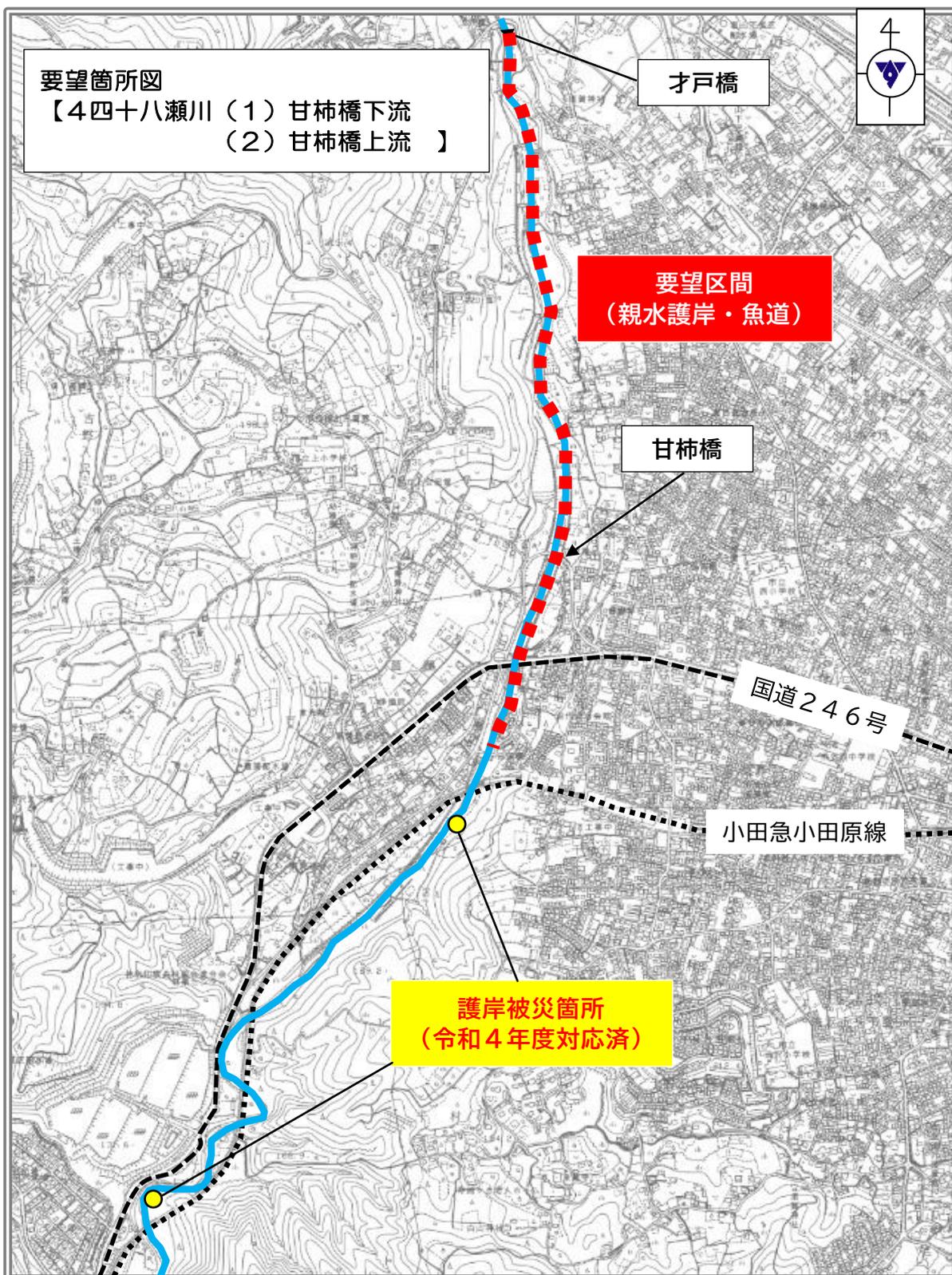
【一般要望事項】

要望箇所図

【3金目川（1）葛葉川合流部～天王下橋区間
（2）金目川橋～神奈川病院西側】



【一般要望事項】



【一般要望事項】

要望事項

護岸の崩壊防止や農業用水の安定した確保のため、金目川（十代橋付近、中里橋付近、南平橋付近）の河床浸食防止策を講じるようお願いいたします。

現状

近年の台風やゲリラ豪雨等の影響により、河床が浸食され、護岸崩落の発生や農業用水の安定した供給が難しくなっています。

特に、金目川（十代橋付近、中里橋付近、南平橋付近）は、河床の浸食が著しく、農業用水の取水が困難な場所もあります。

南平橋付近では、令和2年度から令和5年度にかけて、護岸整備や根固め工事を実施していただいたことで、取水の状態が改善されましたが、今後も、安定した取水が継続的にできることを確認していく必要があります。

効果

河床の浸食等が著しい箇所を整備（根固め工）することにより、護岸の崩落を未然に防ぐことができます。

また、水位が一定となることから、土砂を盛り上げ、水位上昇させる堰上げ作業が容易となり、取水労力の軽減、作業の安全性が図られ、安定した取水が可能となります。

要望先

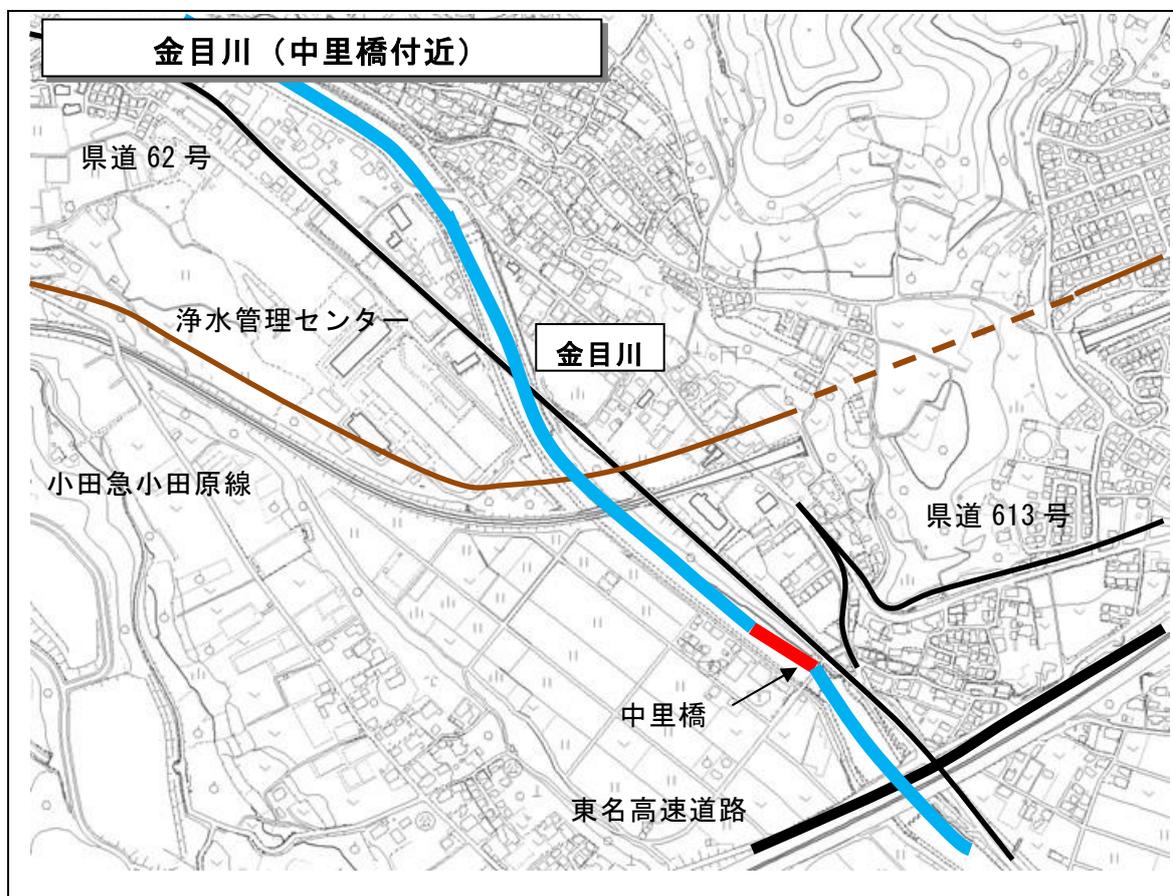
県土整備局河川下水道部河港課
平塚土木事務所

【一般要望事項】

要望箇所図（1）

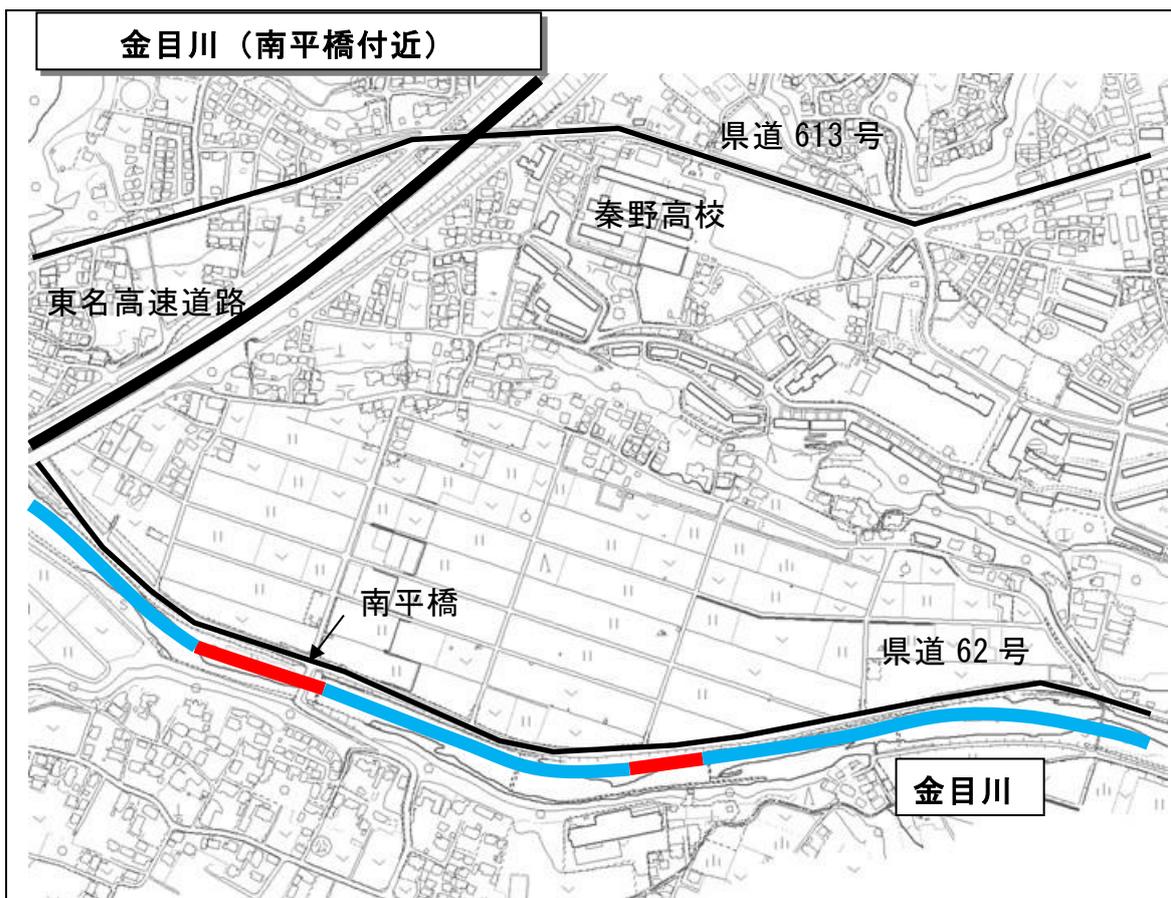


要望箇所図（2）



【一般要望事項】

要望箇所図（3）



【十代橋付近農業用水取水の様子】



【南平橋付近農業用水取水の様子】



根固め工事完成に伴い、水位の上昇により、安定した取水が継続的にできることを確認していく必要があります。

【一般要望事項】

要望事項

二級河川水無川の富士見大橋から新常盤橋までの間の約2,400mについて、堆積した土砂の撤去及び河床整備をお願いします。

特に、緑風橋と桜橋付近の未実施箇所やまほろば大橋付近の早急な対応をお願いします。

現状

(1) 当市内には、水無川、金目川、葛葉川等7つの主要な河川が流れていますが、近年の大雨等の影響で、大量の土砂が堆積し、河床が上昇したり、川幅が狭くなったりした箇所があります。

特に、市内の中心を流れる水無川は、堆積した土砂に雑草が繁茂している箇所や根固めブロックが外れている箇所が多数あり、令和5年度に、新常盤橋付近の河床整理を実施していただきましたが、依然として大雨時には土砂が流出できない状況です。

(2) 近年の集中豪雨では、道路冠水等が発生しております。水無川においても、令和元年の東日本台風の際には、特に河川敷と道路の高低差が少ない常盤橋から新常盤橋までの間で、越水直前まで水位が上昇したほか、令和3年7月に発生した豪雨でも川の水位が大幅に上昇するなど、浸水・冠水の危険性が一層高まっています。

(3) 平成30年1月26日、県から金目川水系の浸水想定区域図が示され、市内6河川において、想定最大降雨時の浸水想定区域がこれまでよりも広範囲となりました。要望箇所の範囲においても、市庁舎、本町小学校などの施設が浸水想定区域に入っています。

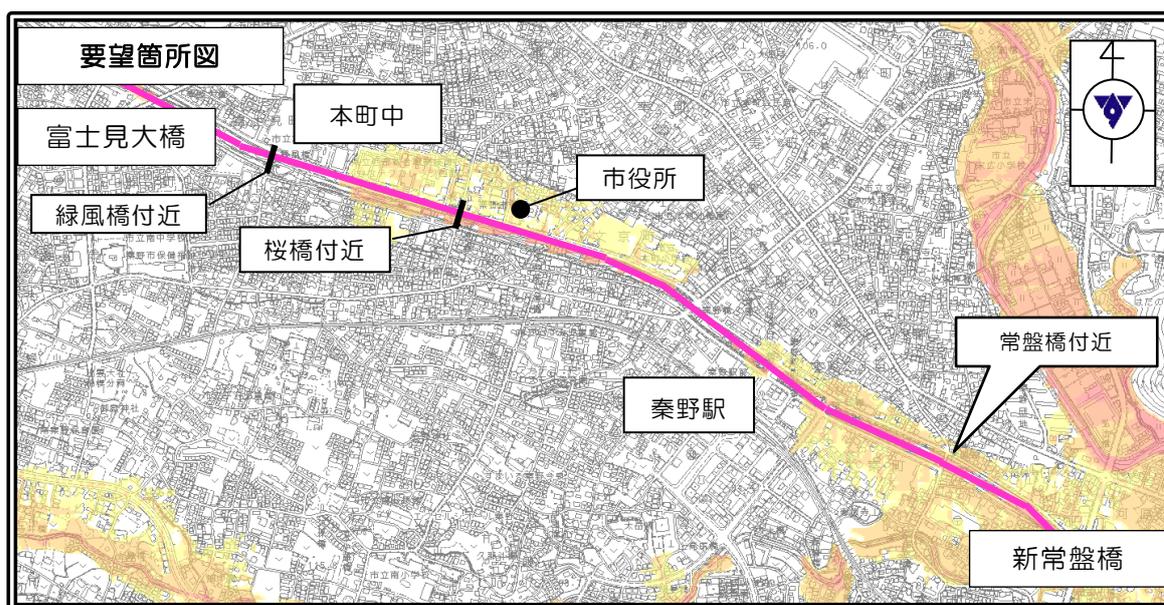
効果

河床整備をすることで、河川水位を低下させ、安定した流量が確保できるため、市民の安全・安心を保つことが可能となります。

要望先

県土整備局河川下水道部河港課
平塚土木事務所

【一般要望事項】

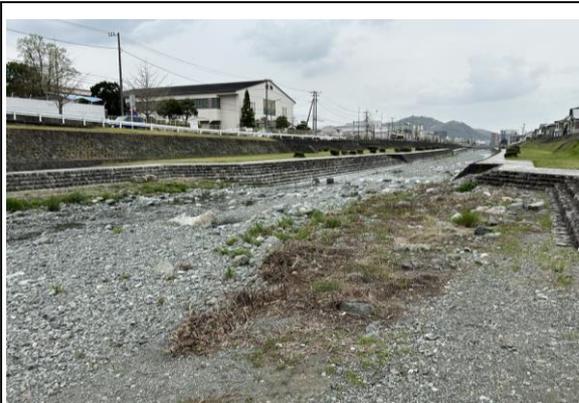


〈令和3年7月3日の豪雨時：桜橋付近の様子〉



【一般要望事項】

<堆積状況>



緑風橋付近右岸(遠望)



緑風橋付近右岸(接写)



桜橋下左岸



桜橋下右岸



まほろば大橋付近



【一般要望事項】

要望事項

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所については、市民の安全・安心のため、崩壊防止事業を早期に完了するようお願いします。

【指定箇所】

東田原地区

2 次の箇所について、新たに急傾斜地崩壊危険区域としての指定及び必要な対策をお願いします。

【指定要望箇所】

大椿台地区、南矢名B地区、曾屋地区

現状

(1) 当市は、市域の多くが盆地であるため、その地形上、大雨や長雨、地震により急傾斜地が崩壊し、土砂災害が発生しやすい特性を抱えています。

すでに市内20箇所で急傾斜地の法指定を受け、このうち19箇所は崩壊防止工事が完了され、残る1箇所（東田原地区）は令和4年度に着工されました。

指定要望箇所について、大椿台地区では、令和4年度に同地区東側に係る区域指定の要望書が地元自治会から県に提出されています。また、南矢名B地区では、令和5年度に同地区の一部に係る区域指定の要望書が県に提出されており、両地区とも、令和6年度中に急傾斜地崩壊危険区域として指定される見込みとなっています。

曾屋地区では、地元自治会により、要望書の取りまとめに向けた調整が進められています。

(2) 国の地震調査研究推進本部は、南関東で発生する首都直下地震が今後30年以内に発生する確率を70%程度としています。その切迫性が高まる中、地震に起因した急傾斜地の崩壊が懸念されるため、崩壊防止工事等の早期対応が求められています。

(3) 令和3年7月に発生した豪雨により、当市においても、大椿台、南矢名B及び東田原地区で土砂災害が発生しました。

【一般要望事項】

特に東田原地区では、平成29年と令和元年に続き、斜面が崩落し、土砂が住居内に流入するといった被害が発生しました。

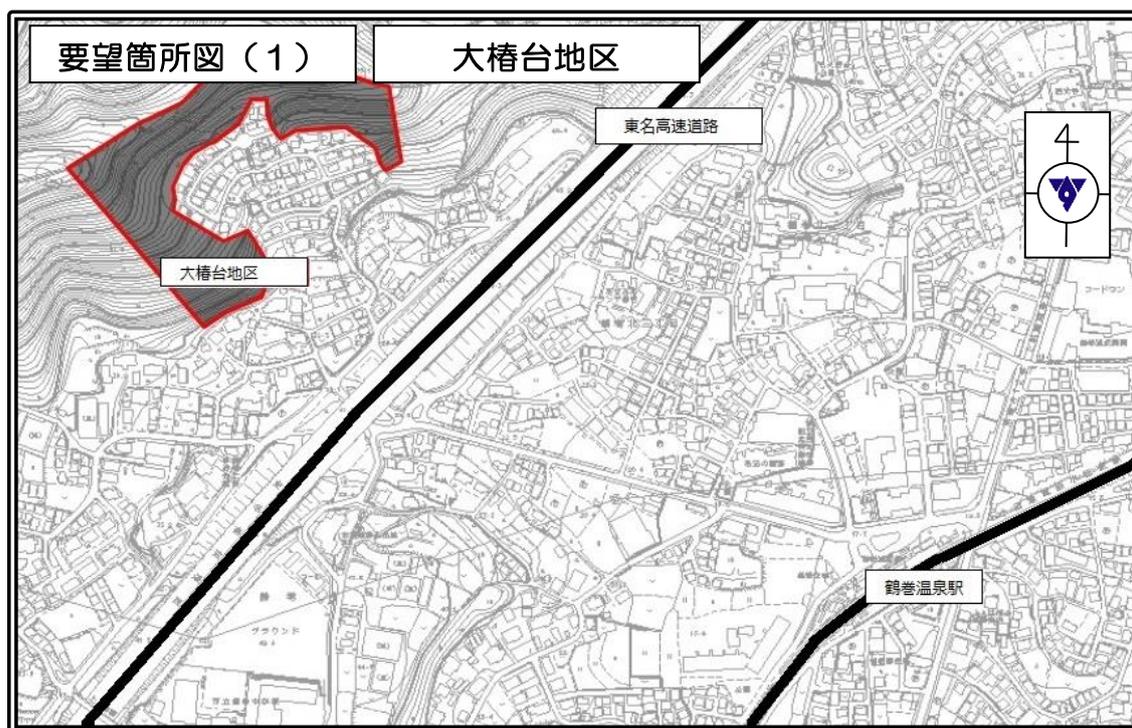
効果

急傾斜地の崩壊による土砂災害は、崩壊速度が極めて速いため、瞬時に市民の生命や財産に多大な被害を及ぼします。崩壊防止工事を着実に実行することにより、災害の防止・軽減が図られ、市民の生命や財産を守ることができます。

要望先

県土整備局河川下水道部砂防課
平塚土木事務所

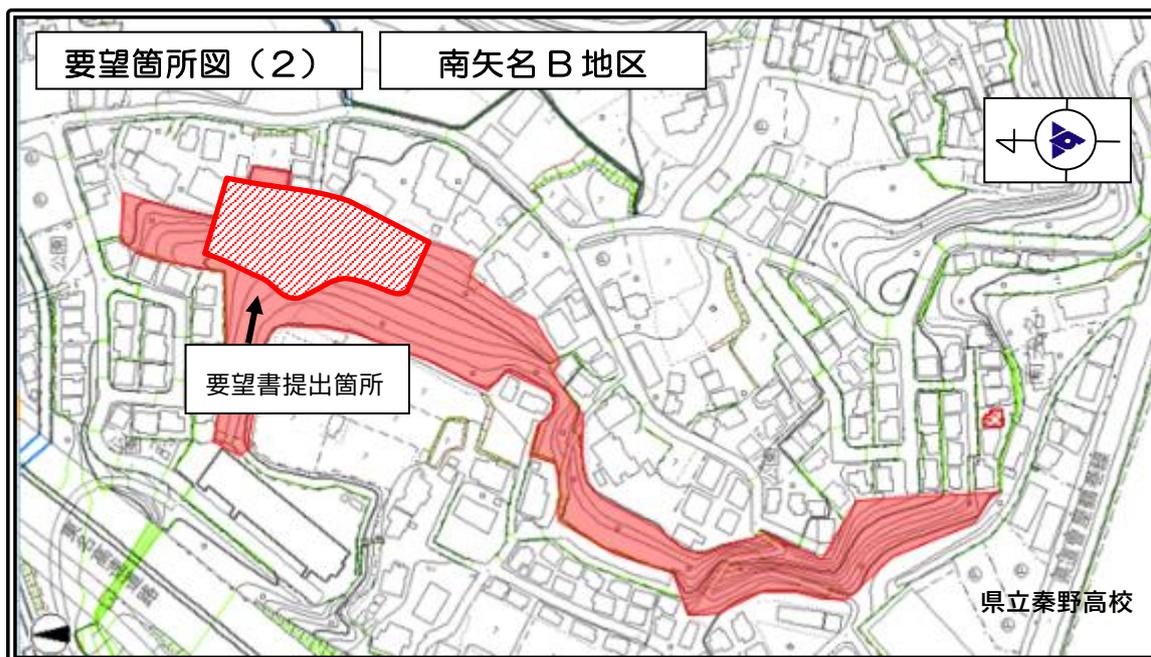
【一般要望事項】



要望箇所



【一般要望事項】



令和3年7月3日の豪雨による被災箇所



要望事項

土砂災害から市民の生命や財産を守るため、土砂災害警戒区域及び砂防指定地に指定されている唐沢川について、令和5年度の土砂災害警戒区域の再調査結果を踏まえ、砂防堰堤の整備をお願いします。

現状

(1) 唐沢川流域（横野）及びその下流の北地区の一部は、その上流にある権現沢（横野）及び山居沢（横野、菩提及び戸川）とともに、平成25年12月に土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に指定されました。

令和6年3月には、新東名高速道路の建設に伴い区域の一部に変更が生じたものの、変更前と同様に同区域に指定されたため、土砂災害対策が急務となっています。

(2) 当市では、平成27年度に暫定的な措置として、土砂災害用ワイヤー式警報装置を設置し、土砂災害に対する警戒避難態勢を整えています。

(3) 唐沢川の流域には、当市が広域避難場所に指定している学校施設（北小学校、北中学校）が含まれており、土石流等による土砂災害から市民の生命や財産を守るため、砂防堰堤の整備が不可欠です。

(4) 要望箇所は、砂防法第2条の規定に基づく砂防指定地にも指定されており、土砂災害を未然に防止するための砂防堰堤の必要性が特に高い箇所と考えます。

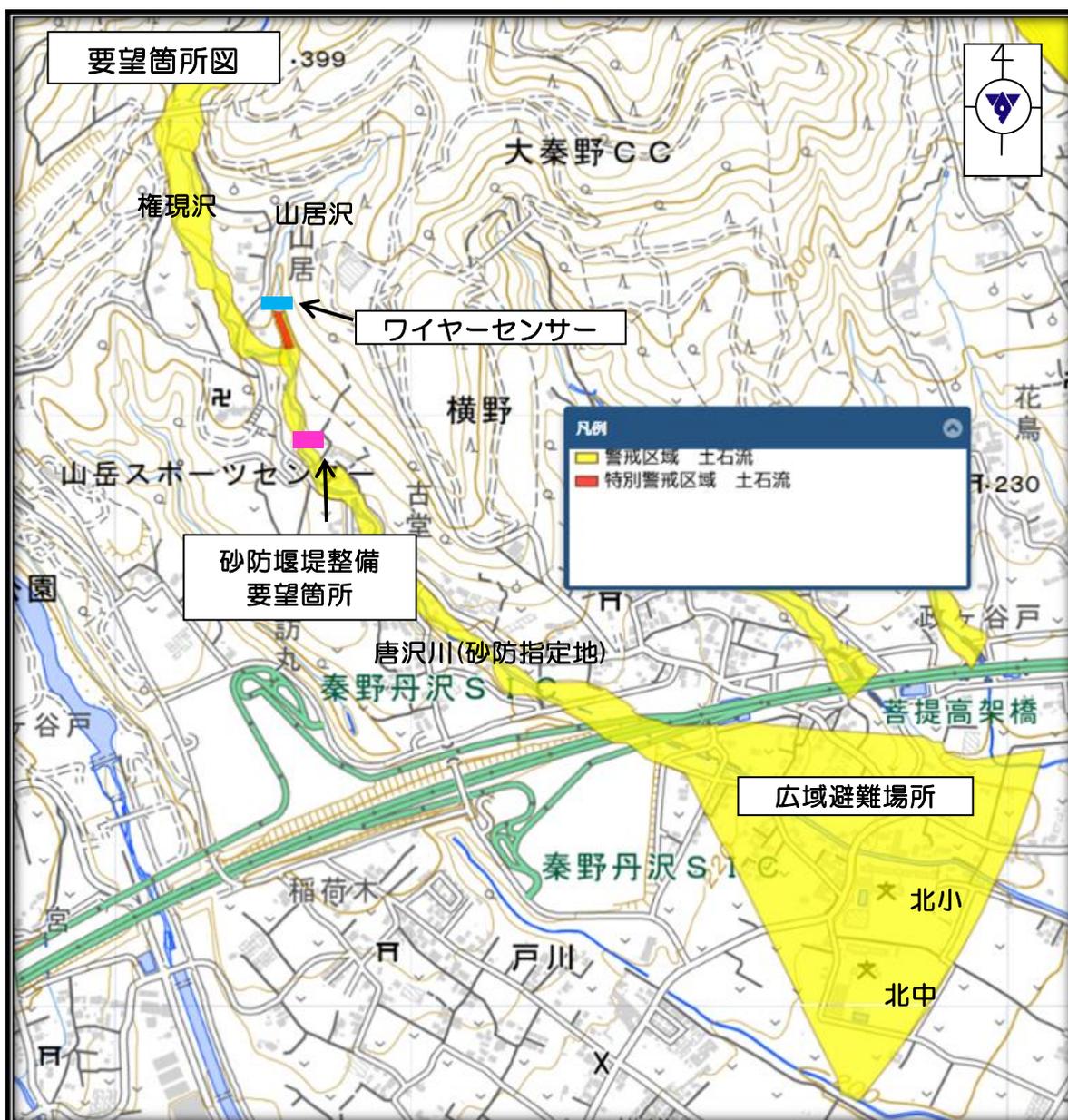
効果

砂防堰堤の整備により土石流の発生を抑止できることから、流域に暮らす市民の生命や財産を守ることができます。

要望先

県土整備局河川下水道部砂防課
平塚土木事務所

【一般要望事項】



要望事項

土砂災害から市民の生命や財産を守るため、次の砂防指定地における砂防事業の推進等をお願いします。

- | | |
|-------------|----------|
| 1 西沢（名古屋） | 2 延沢（落合） |
| 3 蛇久保沢（北矢名） | 4 東沢（蓑毛） |

現状

1 西沢（名古屋）

平成30年度から令和元年度にかけて実施された素掘りトンネルの健全度調査の結果を踏まえ、市道61号線との交差部にある素掘りトンネルの改修及び周辺護岸の整備に係る事業について、令和10年度の完成目標に向けて、順次整備等を進めていただいています。

令和4年度から令和5年度にかけて、ボックスカルバート工に必要な詳細設計や準備工事を行っていただき、令和6年度から令和7年度にかけて、工事が実施されます。

その後、令和10年度までにボックスカルバートの上流と下流の護岸工事が進められる予定であり、計画的な事業推進が必要です。

また、市道（名古屋12号線）との交差部の素掘りトンネルの改修工事について、令和4年度に詳細設計を実施していただいています。

2 延沢（落合）

毎年着実な護岸工事等が進められており、全体のうち約3分の1の区間の整備が完了しています。

令和4年度から令和5年度にかけて、右岸側一部区間の護岸工事が進められており、引き続き、計画的な整備の事業推進が必要です。

3 蛇久保沢（北矢名）

平成28年度に測量調査が実施されていますが、令和4年度に一部法面の崩落があったことから、護岸整備に係る事業化が必要です。

4 東沢（蓑毛）

砂防堰堤5基のうち、4基が整備済みであり、残る1基の堰堤の整備が必要です。

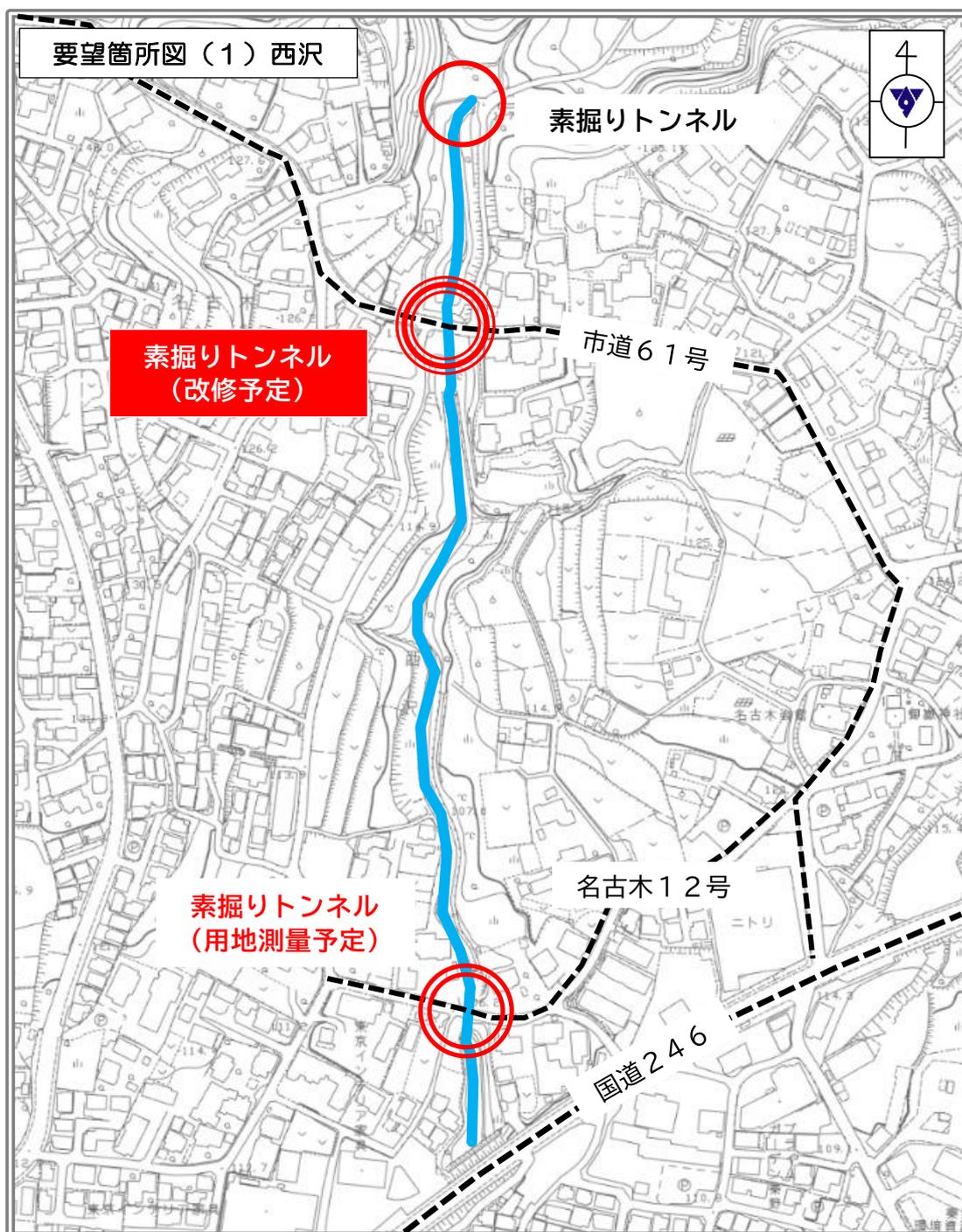
【一般要望事項】

効果

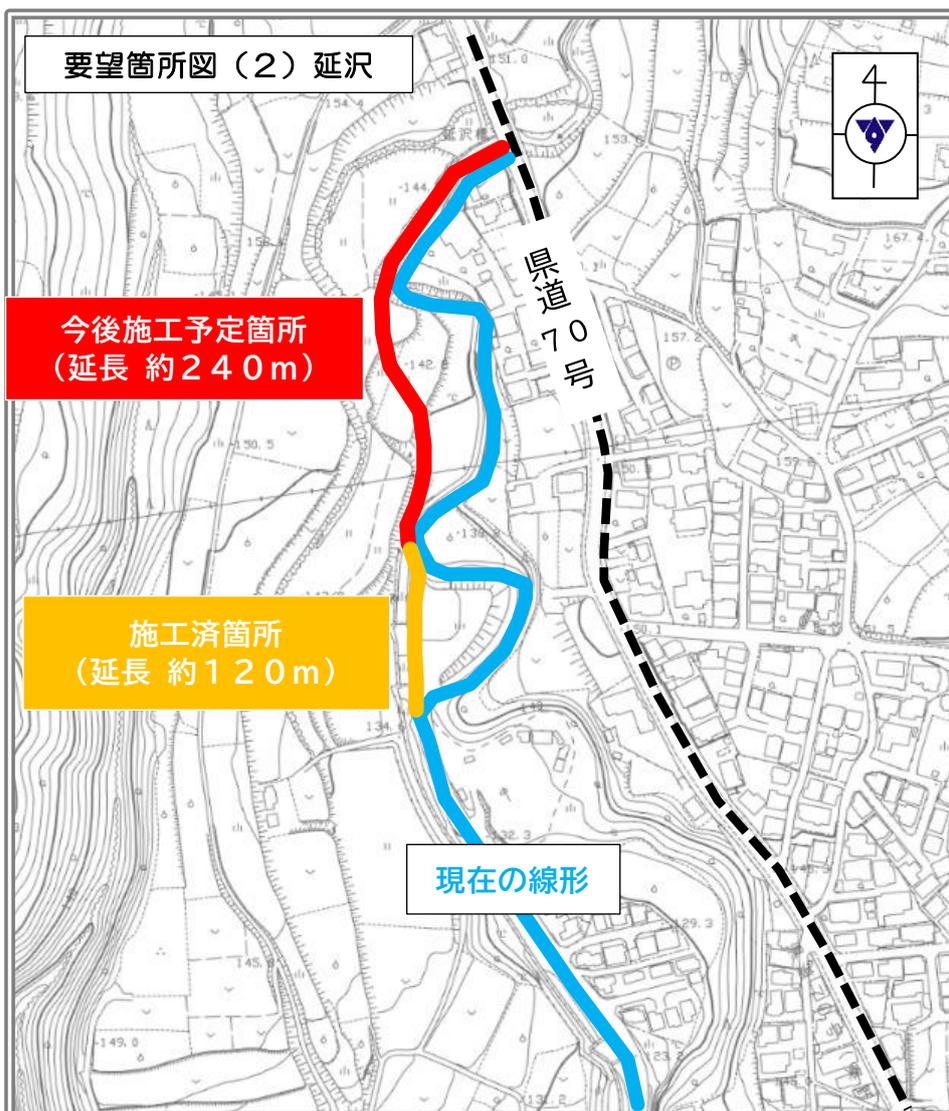
護岸や堰堤等の砂防設備の整備により、土砂の流出による下流域での被害（土石流等）を防止できます。

要望先

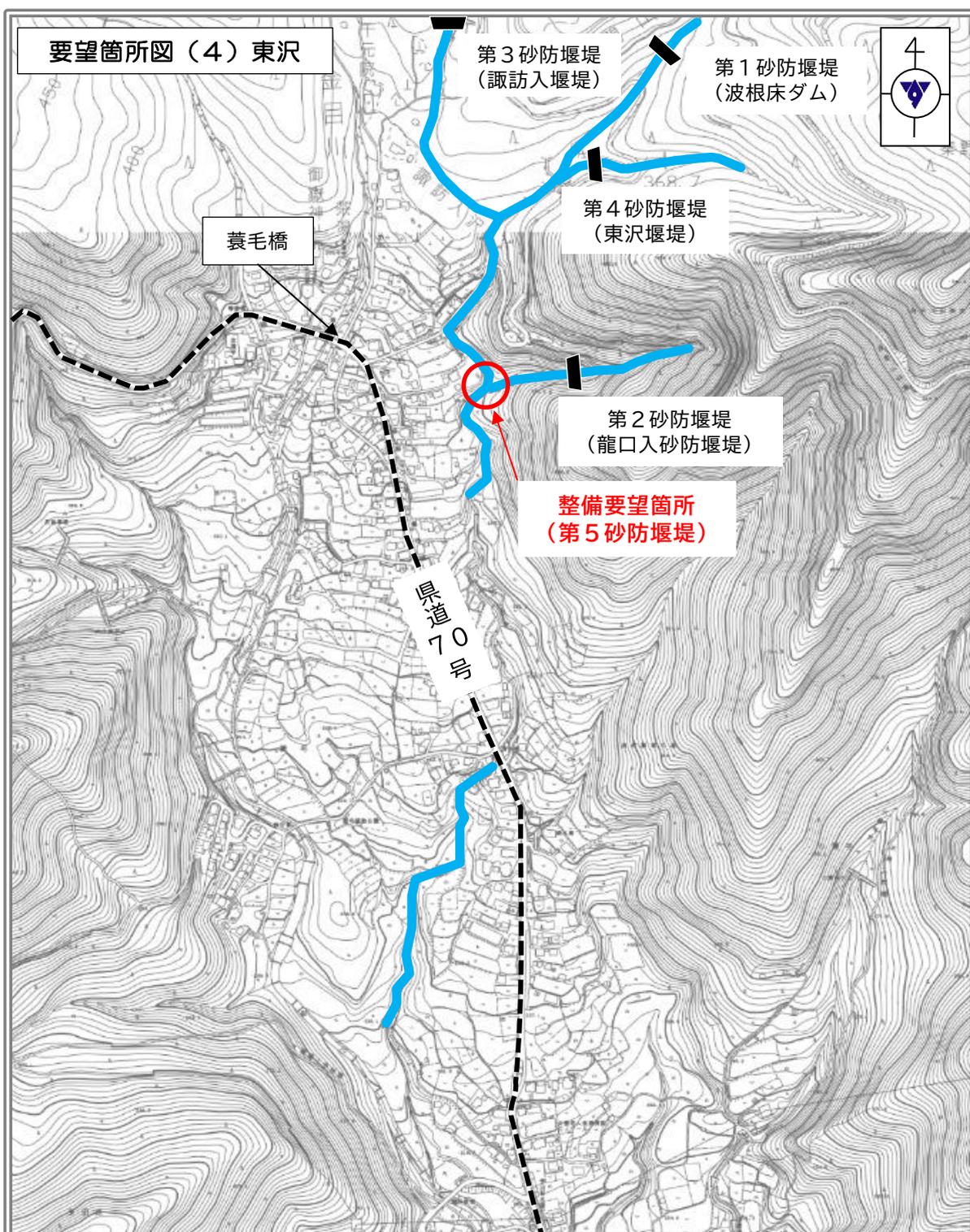
県土整備局河川下水道部砂防課
平塚土木事務所



【一般要望事項】



【一般要望事項】



要望事項

指定保安林のうち、住宅が隣接しているなど、崩壊の危険性が高い箇所について、早期の治山事業をお願いします。

(1) 堀水路について、令和4年度に実施された保安林の現況調査結果を踏まえ、水路機能に影響のないよう、令和6年度から計画されている堀大橋先の暗きょ入口部における左岸護岸整備工事による安全対策をお願いします。

また、市が災害応急措置を実施する際には、行政手続きの支援をお願いします。

(2) 矢坪沢について、保安林からの倒木などによる水路機能への影響もあることから、状況把握と管理をお願いします。

現状

(1) 当市では、堀水路の浸食崩壊対策として、平成19年度から平成29年度にかけて、大倉から堀大橋までの区間(2km)を測量業務委託し、平成26年度から平成28年度にかけて、同区間の下流域において、市単独の水路整備事業として、保安林以外の区間(140m)の護岸工事(右岸)を実施しました。

令和元年の東日本台風では、堀大橋先の暗きょ入口部に流木と土砂が堆積し、水流が水路を超えて住宅地に浸入したことにより、床下浸水の被害が発生しました。

この浸水被害を踏まえ、当市では、令和2年度に、大倉から新東名高速道路付近までの開水路である区間(1.5km)について、水路機能に支障となる倒木や法面崩壊状況の調査を実施するとともに、下流部については投棄された廃棄物の除去を行い、未整備であった護岸工事(右岸9.1m)を実施しました。

また、令和3年度には、保安林側の一部市有地である箇所について、護岸工事(左岸3.9m)を実施しました。

県事業として、令和4年度には堀川全体の状況に対する調査委託業務を、令和5年度には堀大橋先の暗きょ入口部における左岸

【一般要望事項】

護岸の設計委託業務をそれぞれ実施され、令和6年度からは工事の実施を計画していただいています。

なお、堀水路は、これまで土砂災害警戒区域のみの指定であったものが、令和3年5月に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。

(2) 矢坪沢は、全体として河床の勾配が比較的緩く安定していますが、部分的に浸食が進んでいる箇所があり、近年の集中豪雨や台風などの非常時に流量が増加すると、浸食や荒廃が進むことが懸念されます。

なお、矢坪沢は、これまで土砂災害警戒区域のみの指定であったものが、令和3年5月に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。

効果

(1) 住宅などが隣接している下流域への土砂流出を防ぐことで、県が実施している河床浚渫や河川整備の進捗にもつながります。

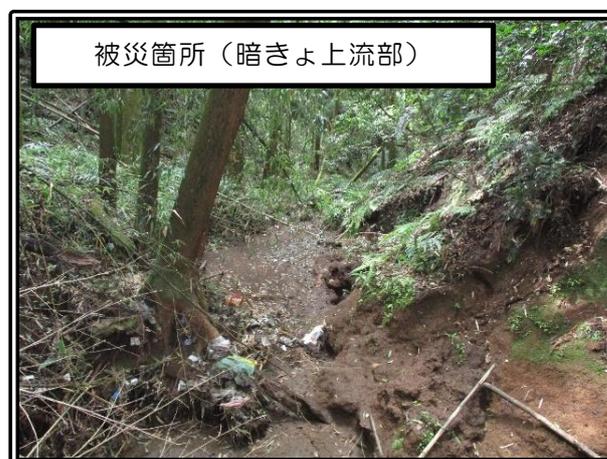
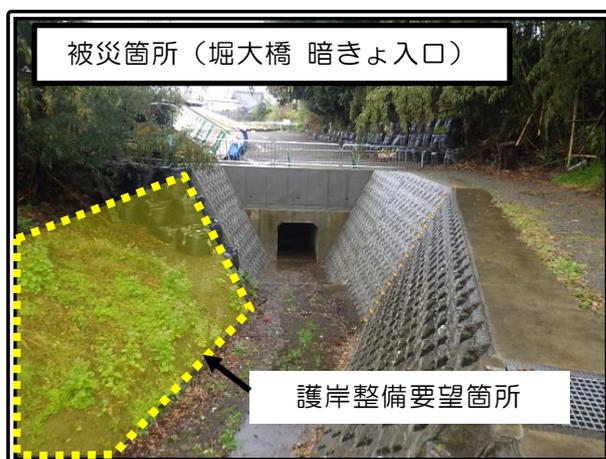
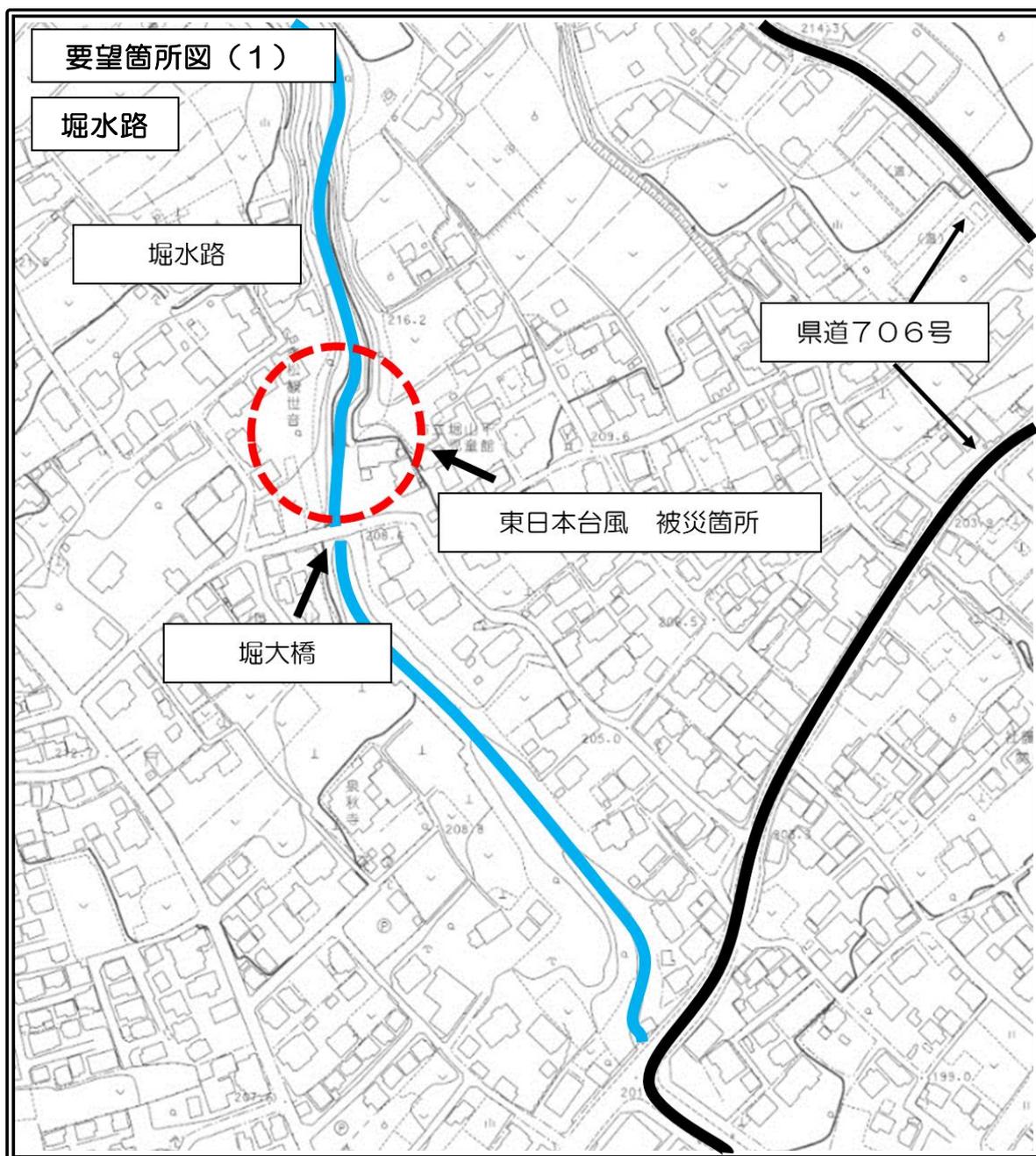
また、下流域にある堀大橋先の暗きょ入口部における崩壊対策として、左岸における護岸工事を実施することで、市民の不安を解消し、安全で安心な生活につながります。

(2) 治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から市民の生命や財産を守り、水源の涵養、生活環境の保全が図られます。

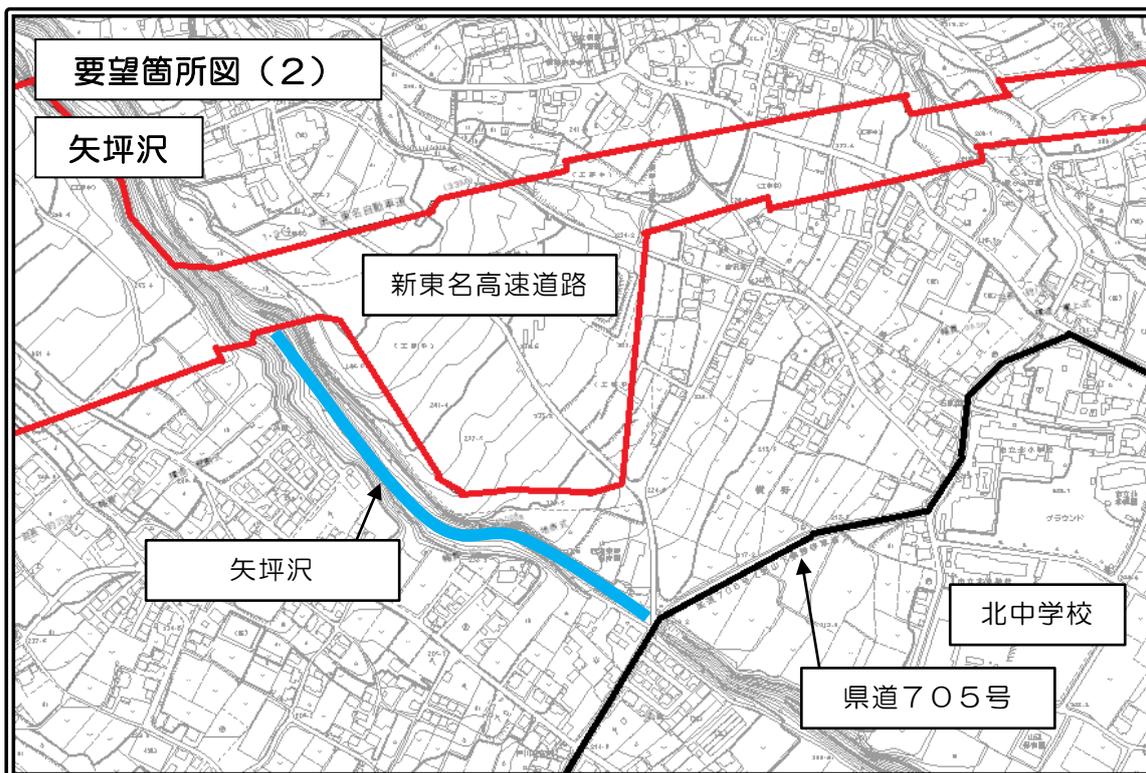
要望先

環境農政局緑政部水源環境保全課、森林再生課
湘南地域県政総合センター農政部森林課

【一般要望事項】



【一般要望事項】



要望事項

「第13次神奈川県鳥獣保護管理事業計画」、「第5次神奈川県ニホンジカ管理計画」、「第5次神奈川県ニホンザル管理計画」及び「第2次神奈川県イノシシ管理計画」に基づき、次の事項の着実な実施をお願いします。

- (1) ニホンジカについて、計画に定める個体数・群れの管理目標を確実に達成するため、本市が実施する老朽化した広域獣害防護柵の全体補修・点検調査や、管理捕獲の強化などの取組に対する所要額の確保
- (2) ニホンザル日向群や丹沢湖群等、群れが適正規模となるよう、有効な管理対策の実施
- (3) 鳥獣被害の主要因となっているイノシシについて、計画と権限が連動した管理対策に向け、捕獲許可に関する権限移譲の見直し及び管理計画に基づく生息状況の把握
- (4) CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、イノシシの捕獲の強化及び捕獲時における処理の負担増に対する支援
- (5) 野生鳥獣が農地等に依存せずに生活するための山林環境の整備

現状

(1) 本市では、ニホンジカの被害防止策として、県と連携し、10年以上にわたり、管理捕獲の強化等による効率的な個体数調整を進めていますが、局所的な生息密度の低下や植生回復が見られるものの、農業被害は恒常的に発生しています。

また、広域獣害防護柵は、老朽化に伴い破損個所が増えており、侵入防止機能を維持するためには、継続的な張替えや補修が必要です。

(2) ニホンザルについては、伊勢原市との連携により、大山群は全頭捕獲が達成されましたが、日向群の南下による新たな被害発生への警戒、丹沢湖群や未知の野生群への対応が必要な状況も生じています。

(3) イノシシについては、農業被害が市内全域に拡大するとともに、生活被害の発生も懸念されています。そのため、防護柵の設置や捕獲など、既存の対策強化に加え、新たな対策の実施により、個体数を減

【一般要望事項】

小させる必要が生じています。

また、平成12年度に、イノシシを含む39種の鳥獣捕獲許可について、県から市町村への権限移譲があり、現在、計画は県、捕獲権限は市が所管している状況となっています。計画と権限が連動した管理対策を推進するためには、権限移譲の見直し（引き揚げ）が必要です。

(4) CSF（豚熱）のまん延防止のため、鳥獣保護区を縮小し、猟期におけるイノシシの捕獲を推進するなど、捕獲圧を高める必要が生じています。

また、CSF（豚熱）の感染が継続して確認されていることから、捕獲従事者が感染区域内で使用した靴、衣類、車両についての消毒作業等の負担軽減が引き続き求められています。

(5) 鳥獣による被害は、その生息地が、里地里山から隣接する農地や宅地に近づいていることから、農業だけでなく、市民の生活環境にも及んでいます。鳥獣の行動範囲の拡大を防ぎ、人と鳥獣との棲み分けを図るため、山林の生息環境整備が求められています。

効果

人と鳥獣との共生を図りながら、農作物・生活被害の軽減、丹沢山地全体の自然植生の回復、森林保護に伴う生物多様性が保全されます。

要望先

環境農政局緑政部自然環境保全課

要望事項

事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入を防止するため、産業廃棄物の混入が多い排出事業者の情報を共有するとともに、立入り調査や調査結果に基づく指導など、連携強化をお願いします。

現状

(1) 当市では、これまで2施設で処理していた当市と伊勢原市の可燃ごみの焼却処理を「はだのクリーンセンター」1施設での体制に移行するため、「分別の徹底」、「生ごみの減量」、「事業系ごみの減量」を3つの柱に据え、ごみ減量と資源化に取り組んできました。

これにより、令和6年4月から1施設体制に移行しましたが、施設の安定稼働のためには、引き続き、可燃ごみの減量、資源化に取り組んでいく必要があります。

(2) 事業系ごみについては、令和2年度及び令和3年度に実施した、一般廃棄物を排出している市内全事業者への訪問調査結果を基に、改善が必要な事業者に対する再調査及び収集運搬許可業者が搬入する事業系一般廃棄物の調査を実施し、産業廃棄物や資源物の混入状況を把握するなど、分別の徹底について指導を行っています。

また、令和3年3月から他の模範となる事業者を「秦野市分別・リサイクル優良事業所等認定制度」により認定し、資源化や適正処理等の取組を広く周知することで事業者の減量意識向上に努めています。

(3) 県においても、産業廃棄物である廃プラスチック類のリサイクル方法や取扱業者を紹介するなど、適正処理の啓発をされていますが、市町村の焼却施設における廃プラスチックをはじめとする産業廃棄物の混入は依然として多く、可燃ごみ減量の課題となっています。

効果

産業廃棄物が適正に処理されることで、事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入が抑制され、可燃ごみの減量が促進するとともに、「プラごみゼロ宣言」に基づく廃プラスチック等の資源化が推進されます。

【一般要望事項】

要望先

環境農政局環境部資源循環推進課

要望事項

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく製品プラスチック再資源化に係る経費負担について、市町村の負担軽減とともに、容器包装プラスチックと同様、製造事業者も負担する仕組みとなるよう、国への働きかけをお願いします。

現状

(1) 令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づくプラスチックの一括回収について、当市では、令和7年度の開始に向け、具体的な検討を進めています。

この製品プラスチックの回収に当たっては、各自治体は分別の基準を策定し、それに沿って適正な分別を促すための必要な対応に努めることになっており、収集体制や中間処理業務などの大幅な見直しに伴い新たな経費負担が生じます。

(2) 製品プラスチックの再商品化については、公益財団法人容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）に委託する方法又は民間事業者と連携して独自に実施する方法があります。

当市では、再商品化する民間事業者が近隣市町村に存在しないことから、協会に委託した再商品化方法を検討しています。

(3) 製品プラスチックの再商品化に係る費用負担については、容器包装プラスチックと異なり、製造事業者の負担が求められていません。

そのため、再商品化に係る経費は、特別交付税の措置が講じられる部分を除き、各自治体が負担しなくてはならない状況です。

効果

製品プラスチックの資源化を含め、廃棄物問題への取組は、市民・事業者・行政が一体となって連携することで、持続可能な循環型社会の形成及び脱炭素社会の促進につながります。

要望先

環境農政局環境部資源循環推進課

【一般要望事項】

要望事項

障害者の就労支援機能強化のため、「秦野市地域生活支援センター『ぱれっと・はだの』」を「障害者就業・生活支援センター事業」（以下「就業支援センター」という。）に位置付けるよう、お願いします。

また、実現するまでの間、地域生活支援拠点等で実施する就労支援事業を補助対象とするよう、国への働きかけをお願いします。

現状

(1) 国は、障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う就業支援センターの設置を推進しており、設置者である都道府県に対し、人口80万人当たり1箇所の設置を目安とする方針を示しています。

県では、障害保健福祉圏域ごとに1箇所設置するとし、県内8箇所に設置されていますが、「地域共生型社会」の実現のためには、就労支援の充実を図り、障害者の自立を促すことが重要であり、地域の実情に応じて同一圏域内に複数設置する必要もあると考えます。

就業支援センターは、県から指定を受けた社会福祉法人が、国・県・市から助成を受けて運営し、就業支援担当者が常駐してハローワークや障害者職業センターと連携を取りながら就労支援を行っています。

当市が属する湘南西部障害保健福祉圏域の就業支援センターでは、平成20年4月から、社会福祉法人進和学園「サンシティひらつか」が事業を受託していますが、平塚市にあるため、当市の障害者にとって利便性が悪く、さらに、当市はハローワーク松田の管轄区域内であるため、連携も取りにくく、「ぱれっと・はだの」と比べ、「サンシティひらつか」の就労率は低い状況となっています。

(2) 当市では、施設や病院から地域生活に移行する障害者を支援するため、平成29年10月に「ぱれっと・はだの」を整備し、相談支援事業、就労支援事業及び地域活動支援事業を行っています。

このうち、就労支援事業については、定期的にハローワーク等との情報交換や、自立支援協議会等と連携した就労率の向上に取り組

【一般要望事項】

み、令和2年度からは賃金向上と就労機会拡大のため、「農福連携」事業を通じた就労支援を実施しています。「ぱれっと・はだの」は、実質的には、就業支援センターと同等の機能を担っているものの、同センターの位置付けがないため、市単独事業として運営しています。

また、令和3年10月に改正された障害者総合支援法により、新たな障害福祉サービスとして、障害者本人が就労先や働き方について、より良い選択ができるよう支援するための「就労選択支援事業」が令和7年10月から導入されることになっています。市内、圏域にあるサービス事業所等と連携体制を強化し、就労意欲のある一人でも多くの障害者を就労につなげ、自立できるよう支援するためには、「ぱれっと・はだの」の役割がますます重要となるものと考えられます。

(3) 障害者の重度化や「親亡き後」を見据え、相談、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能を備えた地域生活支援拠点の重要性はますます高まっています。

当事者目線の障害福祉への転換を図るため、令和3年11月に県が発信された「当事者目線の障がい福祉実現宣言」においても、「あなたは自分の住む場所を自分で決めることができます。」とあり、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、就労も含めた様々な支援を切れ目なく提供する仕組みづくりが急務です。

効果

(1) 「ぱれっと・はだの」の就業支援センターへの位置付け、又は補助事業による就労支援事業の拡充により、就労支援体制の強化や就労先の拡大、障害者の自立や地域生活移行の更なる推進が図られます。

(2) 「ぱれっと・はだの」が県央西部の就業支援センターとしての機能を担うことが可能となり、近接する伊勢原市、中井町、松田町の障害者にとってもサービスを受けられる環境が整備されることにより、利便性向上が図られます。

(3) 複合的な課題や生活上の困難を抱える人への包括的な支援が可能となり、「地域共生型社会」の実現につながります。

要望先

産業労働局労働部雇用労政課

福祉子どもみらい局共生推進本部室、障害福祉課、障害サービス課

要望事項

重度障害者の地域生活を支援するため、訪問系サービスに係る介護給付費の国庫負担基準の仕組みの見直し、また、市町村負担軽減策の適用範囲を拡大するための要件を緩和するよう、国への働きかけをお願いします。

現状

(1) 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障害者の日常生活を支える障害福祉サービスが適切に提供されることが大変重要です。

近年、障害者の自立支援の観点から地域生活への移行の推進、また、障害の重度化、障害者の高齢化により、当市における訪問系サービスの給付額は、令和元年度から令和5年度までの5年間で約1.7倍に増加しており、今後も増加していくことが見込まれます。

市町村が負担する障害福祉サービス等に係る給付費については、障害者総合支援法に定める負担割合により、障害者自立支援給付費等負担金として、国は1/2を、都道府県と市町村はそれぞれ1/4を負担することとされています。

しかしながら、訪問系サービスについては、国庫負担基準が設けられており、その超過負担額は市町村が全額負担することとされ、財政を圧迫する一因となっています。

(2) 超過負担の軽減策として、超過額の一部を補助する「重度障害者に対する市町村特別支援事業（以下「市町村特別支援事業」という。）」及び「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業（以下「市町村支援事業」という。）」が国で制度化されています。

「市町村特別支援事業」については、訪問系サービスの全体の利用者に占める重度訪問介護対象者の割合が10%を超えていることが要件とされていますが、令和5年度末時点で、県内には対象となる市町村がなく、さらに、全国でも実施している都道府県は10団体にとどまっており、対象が非常に限定された補助事業となっています。

【一般要望事項】

また、「市町村支援事業」については、「市町村特別支援事業」の対象外市町村及び同支援事業を適用しても超過額が残る市町村が補助対象となります。

県においては、令和6年度から「市町村支援事業」を実施いただきましたが、超過額に対する補助額については、人口規模及び財政力指数に応じた補助基準が設けられ、さらに、補助率も3/4とされるなど、超過額の一部を市町村が負担することには変わりはありません。

(3) 今後、障害者の地域生活を支える訪問系サービスの利用が多い市町村では、サービス需要の増加に伴い、現在のままでは、市町村の負担がますます重くなることが懸念されます。

そのため、市町村に対する国庫負担基準の上限を撤廃するなど、制度の見直しが急務です。

また、超過負担の軽減策については、各市町村の更なる財政負担の軽減を図るため、「市町村特別支援事業」では、10%超とされている重度訪問介護対象者の割合の引下げ、また、「市町村支援事業」では、自治体の人口規模及び財政力指数に関わらず超過負担額全額が補助基準となるよう、それぞれ要件緩和が必要です。

効果

訪問系サービスに係る介護給付費の市町村の負担軽減を図ることができ、障害福祉サービスの安定的かつ継続的な支給が図られます。

訪問系サービスが必要な対象者に、適正な障害福祉サービスの量を確保することが可能となります。

要望先

福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

要望事項

(1) 学校給食を通じた食育を推進し、食物アレルギー等の複雑・多様化する課題にも適切に対応できるよう、提供方式等に関わらず全ての調理場に栄養職員を配置できる基準の実現について、引き続き、国への働きかけをお願いします。

また、その実現までの措置として、市町村が独自に配置する栄養職員（アレルギー対応補助員等を含む。）に対する補助制度の創設をお願いします。

(2) 学校給食調理場の職場環境改善（安全衛生管理及び熱中症対策等）及び長寿命化（老朽化対策）の観点から行う「施設改修」及び「設備更新」等に対する補助制度の創設について、引き続き、国への働きかけをお願いします。

現状

(1) 栄養職員の配置基準は、自校調理場では児童生徒数550人以上に1人、550人未満の小規模調理場は4校に1人、共同調理場（学校給食センター）では、1,500食以下で1人、1,501食以上6,000食以下で2人とされています。

当市では、市内小学校全13校の自校調理場うち、令和4年度は8校が配置基準（児童数550人以上）を満たす状態でしたが、令和5年度からは6校に減少しています。

また、少子化により児童数が減少傾向にある中、今後も配置基準に満たない小学校が増えていくことが見込まれます。

こうした中、国を挙げて取り組んでいる食育及び地産地消の推進や、複雑・多様化する食物アレルギー等の課題に適切に対応するためには、各調理場への栄養職員の配置が不可欠であり、基準に満たない調理場では、市町村が全額を負担して独自に栄養職員を配置している状況です。

(2) 給食施設は、菌やウイルスの発生源となりやすく、食の安全・安心を確保するためには、学校給食調理場の衛生環境改善が必要不可欠

【一般要望事項】

ですが、現在の補助制度では、洗い場の改修・転換等は補助の対象外とされ、普通交付税の措置がされるものの、十分ではないため、整備が困難となっています。

効果

(1) 提供方式や公設・民設を問わず全ての調理場に栄養職員を配置することで、国が推進する食育及び地産地消の取組について、きめ細やかに対応することが可能となります。

また、複雑・多様化する食物アレルギー等にも適切に対応することが可能となり、学校給食における食の安全・安心を確保することで、食を通じた児童生徒の健全育成が期待できます。

(2) 給食調理場の環境改善は安全衛生の向上につながり、国が推進する働き方改革の一環としても、教職員等の負担軽減が期待できます。

また、補助制度の創設により、市町村の財政負担を軽減することで、給食施設・設備の長寿命化が促進され、学校給食調理場の安全衛生管理の向上につながります。

要望先

教育局行政部教職員人事課、財務課

要望事項

県内の基幹管路の耐震化率に差が生じている中、当市の耐震化率はその中でも低い状況にあります。

については、地震等の災害時における被害を最小限に抑え、断水時における給水を安定して行うとともに、県水給水区域と同程度の耐震化を早期に達成できるよう、県水受水費用の基本料金算定において、責任水量と実際に分水量の乖離により生じている乖離相当額を、管路等水道施設の耐震化を加速するための財源として活用できるよう、補助金等その方策について、検討をお願いします。

現状

(1) 当市では、基幹管路の耐震化を最重要課題と位置付け、計画的に進めていますが、令和4年度末現在、耐震化率は49.8%と県水給水区域の71.4%に比べて、低い状況にあります。

耐震化には多額の事業費を要しますが、水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少等による水需要の減少に加え、資材等の物価高騰や賃金等労務単価の上昇、また施設等の老朽化に伴う更新需要の増大により、非常に厳しい状況にあります。

さらに、当市の水道事業は、秦野盆地の地下に蓄えられた豊富な地下水を水源として利用していることが最大の特徴であり、小規模とはいえ、多くの施設を有し、維持管理等にも多額の費用を要しています。

厳しい経営環境の中、令和5年10月に料金改定を行っていますが、今後も必要な投資が可能となるよう、次期料金改定実施時期等について財政計画に定めるとともに、施設の更新と整備についても、費用の平準化を図りながら、施設整備計画に基づき実施しています。

また、都市像である「水とみどりに育まれ 誰もが輝く暮らしよい都市(まち)」を目指してまちづくりを進める中、地下水は市民共有の財産として保全等に努め、当市の魅力ある資源の一つとして活用しています。また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震を

【一般要望事項】

機に水道施設の耐震化に関心が高まる中、耐震化を加速するための水道料金の大幅な引き上げは、市民にとって大きな負担となるため、その財源確保が困難な状況にあります。

(2) 当市の水道事業は、地下水を主な水源としていますが、県企業庁から県水を購入して、朝夕のピーク時等に不足する水量を補っています。

「神奈川県営水道が秦野市市営水道に分水することについての基本協定書」に定められている当市の最大受水量(責任水量)は42,900 m³/日となっていますが、令和5年度の最大分水量は、約16,000 m³/日と大きな乖離が生じています。

その県水受水費用は約5億円と、当市水道事業会計における収益的支出の約2割を占めるとともに、費用の約9割が基本料金となっています。

この基本料金は、ダム建設に要した経費の回収に係るものであり、県水を利用する県内の各事業体が将来予測に基づき要望した最大受水量(責任水量)に応じた費用であるため、実際の分水量が責任水量より少ない場合でも、責任水量分の基本料金を支払う必要があることは十分承知していますが、分水量の減少が続く中、県水受水費の負担は経営上、大きな課題となっています。

なお、責任水量を実際の分水量と同量として基本料金を試算すると、約2億2,000万円となり、実際の基本料金と約2億円の乖離額が生じています。

(3) 分水量が減少傾向にある一方、災害時において、主要水源である地下水の取水と配水ができなくなった場合、県水はバックアップ水源として非常に重要な水源になると考えていますが、当市の基幹管路の耐震化率は県水給水区域を下回っていることから、災害発生時に安定して県水を受水することができないことが想定されます。

本年3月に設置された「上下水道地震対策検討委員会(国土交通省)」において、能登半島地震では、耐震化未実施であった基幹施設等で被害が生じたことで広範囲での断水が発生するとともに、復旧の長期化を生じさせたこと、また、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向けて、上下水道の地震対策を強化・加速化する

【一般要望事項】

ため、関係者一丸となって取組を推進すべきとの中間とりまとめが公表されています。

災害発生時においては、給水契約者以外の水道水の利用も想定されるため、水道施設の耐震化については、事業者の規模により左右されない政策的な課題として考えています。

能登半島地震を踏まえ、市内給水人口の約7割に水道水を供給している幹線管路（県水送水ルート）を中心に耐震化を加速させ、県水の受水による給水を安定して行うとともに、他の管路等水道施設の耐震化を加速させる必要があります。

効果

大規模災害時における県水受水施設を含む水道施設への被害が極力抑えられ、当市のバックアップ水源である県水を安定的に給水することができるなど、断水の早期解消が図られます。

また、当市の施設整備計画における、令和12年度の基幹管路の耐震化率である61.9%を70%超へと引き上げることが可能となり、本年3月に改定された「神奈川県水道ビジョン」における当市を含む県央部圏域の耐震適合率の目標値である79.2%の着実な達成に寄与します。

要望先

政策局政策部土地水資源対策課
健康医療局生活衛生部生活衛生課

【一般要望事項】